

令和 7 年 5 月 定例教育委員会

第 3 別館 2 階会議室

議事日程（令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分）

日程 番号	議事			
1	4 月教育委員会会議録の承認			
2	会議録署名委員の指名			
3	教育長報告			
4	議題			
	(1)	議案第 31 号	令和 7 年度教育費補正予算に係る意見聴取について	
		議案第 32 号	財産の取得の意見聴取について（校務用パソコン）	
		議案第 33 号	財産の取得の意見聴取について（学習用タブレット端末）	
		議案第 34 号	今治市教育支援委員会委員の委嘱について	
		議案第 35 号	今治市公民館運営審議会委員の委嘱について	
		議案第 36 号	今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会委員の委嘱について	
		議案第 37 号	今治市立花カルチャーセンター運営審議会委員の委嘱について	
		議案第 38 号	今治市開発総合センター運営審議会委員の委嘱について	
	(2)	その他 1	「今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について」の答申について	
		その他 2	寄附採納報告について	

5月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 4月24日(木) 小学生相撲大会
第5回今治市通学区域調整審議会
- 4月26日(土) 今治市障がい者団体連合会総会
- 4月27日(日) 緑化フェアー
- 4月30日(水) 学力向上推進主任研修会
- 5月1日(木) 今治市5月教頭会
- 5月9日(金) 四国都市教育長連絡協議会(丸亀市)
- 5月12日(月) 学校訪問(上浦小、大島中)
- 5月13日(火) 学校訪問(西中)、檜垣・河野育英会理事会
- 5月14日(水) 学校訪問(立花中)
- ～16日(金) 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会(川越市)
- 5月17日(土) 今治・越智教育会定期総会、今治市民生児童委員協議会総会
- 5月18日(日) 今治市ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団入団式
- 5月19日(月) 学校訪問(岡村小、関前中)
- 5月20日(火) 学校訪問(宮窪小、吉海小)、加根又育英会理事会
- 5月21日(水) 今治市・越智郡租税教育推進協議会、人権対策協議会
- 5月22日(木) 学校訪問(清水小)
- 5月23日(金) 学校訪問(玉川中)、管内市町教育長会
- 5月24日(土) 手をつなぐ育成会総会、今治少年少女合唱団入卒団式
- 5月25日(日) 小学校運動会(吹揚、常盤、近見、立花、桜井、鳥生、日高
国分、朝倉、鴨部、九和、大西、菊間、上浦、大三島、岡村)小学校
- 5月26日(月) 学校訪問(近見中)、市町教育委員会連合会理事会
- 5月27日(火) 学校訪問(南中)、小学校運動会(乃万小)、市町教育委員会教育長会議
- 5月28日(水) 学校訪問(大三島小、大三島中)
今治市連合婦人会室内レクレーション大会
- 5月29日(木) 学校訪問(北郷中)
- 5月30日(金) 学校訪問(桜井中)、今治市青少年補導委員会総会
- 6月2日(月) 学校訪問(大西小)
- 6月3日(火) 学校訪問(鳥生小)、今治市スポーツ協会総会
- ～5日(木) 今治・越智中学校総体(球技、武道)
- 6月4日(水) 学校訪問(別宮小、近見小)、
- 6月5日(木) 学校訪問(吹揚小)、第6回今治市通学区域調整審議会
- 6月6日(金) 学校訪問(九和小、鴨部小)
- 6月9日(月) 学校訪問(乃万小)
- 6月10日(火) 学校訪問(朝倉小、朝倉中)
- 6月11日(水) 今治・越智中学校総体(水泳、陸上)
- ～12日(木)
- 6月12日(木) 学校訪問(国分小)、5月定例教育委員会、河野・檜垣育英会評議員会

2 予定

- 6月13日(金) 学校訪問(常盤小)
加根又育英会評議員会
- 6月16日(月) 学校訪問(富田小)
- 6月17日(火) 学校訪問(桜井小)、今治市議会(初日)
- 6月18日(水) 仲良し運動会
- 6月19日(木) 今治市議会(代表質問・質疑)
- 6月20日(金) 今治市議会(一般質問)
- 6月23日(月) 学校訪問(菊間小、菊間中)、今治市議会(一般質問)
- 6月24日(火) 学校訪問(波止浜小)、今治市議会(予算特別委員会)
- 6月25日(水) 学校訪問(日高小)
- 6月26日(木) 学校訪問(亀岡小、大西中)、今治市議会(教育厚生委員会)
市町村教育委員会研究協議会(オンライン)
- 6月30日(月) 学校訪問(伯方小、伯方中)
- 7月 1日(火) 学校訪問(日吉中)
- 7月 2日(水) 学校訪問(立花小)、6月定例教育委員会
今治市7月教頭会
- 7月 3日(木) 学校訪問(波方小)
- 7月 4日(金) 今治市議会(閉会)

資料 1

第8回教育委員会議案第31号

令和7年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和7年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和7年6月12日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

令和7年度今治市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度今治市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ529,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,370,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月17日 提出

今治市長 徳永繁樹

令和7年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	9,487,025
今回補正額	330,001
計	9,817,026

歲入

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 社会教育施設費	4,005	新しい地方経済・生活環境創生交付金(1/2)
1 スポーツ振興基金 繰入金	291,991	スポーツ振興基金繰入金
49 小学校管理費	30,000	日本スポーツ振興センター共済給付金

歲 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	9,487,025	330,001	9,817,026	325,996	4,005
2 小学校費	2,283,491	30,000	2,313,491	30,000	0
1 小学校管理費	2,215,932	30,000	2,245,932	30,000	0
				(内訳) 諸収入 30,000	
4 社会教育費	2,592,654	8,010	2,600,664	4,005	4,005
8 社会教育施設費	433,739	8,010	441,749	4,005	4,005
				(内訳) 国庫支出金 4,005	
5 保健体育費	2,393,072	291,991	2,685,063	291,991	0
1 保健体育総務費	135,589	291,991	427,580	291,991	0
				(内訳) 繰入金 291,991	

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	30,000	日本スポーツ振興センター共済給付金	健康管理費 30,000
12 委託料	8,010	その他委託料 しまなみアートミュージアムPR業務委託料	しまなみアートミュージアム 魅力発信事業費 8,010
18 負担金補助 及び交付金	291,991	補助金 FC今治サッカー専用スタジアム建設事業費 (ふるさと納税制度活用事業)	社会体育費 291,991

資料 2

第 8 回教育委員会議案第 32 号

財産の取得(校務用パソコン)に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、財産の取得について、意見を聴取する。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

財産の取得について（校務用パソコン）

次のとおり校務用パソコンを購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名及び数量 | 校務用パソコン（別紙内訳書のとおり） |
| 2 | 購入の目的 | 今治市立小中学校における事務作業環境の整備 |
| 3 | 購入方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 購入金額 | 56,017,500円 |
| 5 | 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「別 紙」

校務用パソコン内訳書

区 分	品 名	数 量
校務用パソコン	小学校分	308台
	中学校分	177台

「参 考」

校務用パソコン入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	56,017,500 円
アカマツ株式会社	58,685,000
ケーオー商事株式会社	60,152,125
株式会社 I J C	60,712,300
株式会社スジャ	65,135,500
有限会社大喜	67,221,000
越智電機産業株式会社	68,821,500
B E M A C 株式会社	69,355,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

資料 3

第 8 回教育委員会議案第 33 号

財産の取得(学習用タブレット端末)に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、財産の取得について、意見を聴取する。

令和 7 年 6 月 12 日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

財産の取得について（学習用タブレット端末）

次のとおり学習用タブレット端末を購入する。

令和7年6月17日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名及び数量 | 学習用タブレット端末 9,803台 |
| 2 | 購入の目的 | 児童生徒が使用する学習用タブレット端末の更新 |
| 3 | 購入方法 | 随意契約 |
| 4 | 購入金額 | 517,598,400円 |
| 5 | 購入の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「参 考」

愛媛県G I G Aスクール推進協議会による入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	4,724,966,400 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

参加団体数量一覧

団体名	端末	
松山市	41,456台	2,188,876,800円
今治市	9,785台	516,648,000円
八幡浜市	1,981台	104,596,800円
新居浜市	8,738台	461,366,400円
西条市	8,629台	455,611,200円
大洲市	3,126台	165,052,800円
伊予市	2,870台	151,536,000円
西予市	2,140台	112,992,000円
東温市	2,910台	153,648,000円
上島町	318台	16,790,400円
松前町	2,868台	151,430,400円
砥部町	1,735台	91,608,000円
内子町	991台	52,324,800円
伊方町	158台	8,342,400円
松野町	201台	10,612,800円
鬼北町	546台	28,828,800円
愛南町	1,026台	54,172,800円
篠山小中学校組合	10台	528,000円

※令和7年3月1日時点の令和7年度児童生徒見込数から算出した台数

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第8回教育委員会議案第34号

今治市教育支援委員会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市教育支援委員会規則第3条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和7年6月12日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

任期満了による。

今治市教育支援委員会 委員名簿(案)

(任期 令和7年6月1日～令和8年5月31日)

区 分	氏 名	所 属	職 名 等	備 考
医 師	青井 努	あおい小児科	小児科医	再 任
	日根野 尚	ひねのクリニック	精神科医	再 任
	井出 雄久	井出整形外科	整形外科医	再 任
	加藤 崇	かとう耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科医	再 任
教育職員	渡邊 伸	今治市立伯方中学校	校 長	再任 (設置学校長協会会長)
	岡野 智康	今治市立国分小学校	校 長	新任 (設置学校長協会副会長)
	津吉 暢子	今治市立常盤小学校	教 諭	新 任
	谷本 真理	今治市立立花小学校	教 諭	再 任
	稲田 千恵	今治市立立花小学校	教 諭	新 任
	越智 若子	今治市立鳥生小学校	教 諭	再 任
	山田 菜実	今治市立鳥生小学校	教 諭	再 任
	木村 純也	今治市立富田小学校	教 諭	新 任
	村上 美智	今治市立乃万小学校	教 諭	再 任
	長井小百合	今治市立波止浜小学校	教 諭	再 任
	亀田 恭子	今治市立国分小学校	教 諭	再 任
	井村 恭子	今治市立波方小学校	教 諭	再 任
	蟹江真由美	今治市立大西小学校	教 諭	再 任
	藤山恵利佳	今治市立大西小学校	教 諭	再 任
	村上 友梨	今治市立宮窪小学校	教 諭	新 任
	神尾 泰博	今治市立日吉中学校	教 諭	新 任
	森谷 加昌	今治市立立花中学校	教 諭	新 任
	近藤 忠浩	今治市立北郷中学校	教 諭	再 任
	近藤 邦宏	今治市立朝倉中学校	教 諭	再 任
児童福祉 関係等の職員 (市役所)	越智 香織	障がい福祉課	課 長	新 任
	加藤 勇人	ネウボラ政策課	課 長	新 任
	阿部 優子	今治市発達支援センター	所 長	新 任
教育委員会	井上 洋	学校教育課	課 長	事務局
	八木 健	学校教育課	指導主事	事務局
	馬越 愛	学校教育課	指導主事	事務局
	井手 裕美	学校教育課	指導主事	事務局
アドバイザー (診断委員)	浅海 直子	今治市立吹揚小学校	教 諭	通級(言語障がい)
	武田 信子	今治市立吹揚小学校	教 諭	通級 (自閉症)
	西本 茂	今治市立立花中学校	教 諭	通級 (自閉症)
	村上 良子	愛媛県立今治特別支援学校	教 諭	小学校部担当
	渡部 啓子	愛媛県立今治特別支援学校	教 諭	中学校部担当
	近田 仁人	今治市発達支援センター	相談員	

今治市教育支援委員会 委員名簿

(任期 令和6年6月1日～令和7年5月31日)

区 分	氏 名	所 属	職 名 等	備 考
医 師	青井 努	あおい小児科	小児科医	再 任
	日根野 尚	ひねのクリニック	精神科医	再 任
	井出 雄久	井出整形外科	整形外科医	再 任
	加藤 崇	かとう耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科医	再 任
教育職員	前原 淳	今治市立大西小学校	校 長	新任（設置学校長協会会長）
	渡邊 伸	今治市立伯方中学校	校 長	新任（設置学校長協会副会長）
	蟹江真由美	今治市立別宮小学校	教 諭	再 任
	谷本 真理	今治市立常盤小学校	教 諭	新 任
	塩見 佳子	今治市立近見小学校	教 諭	再 任
	山内 克美	今治市立立花小学校	教 諭	新 任
	越智 若子	今治市立鳥生小学校	教 諭	再 任
	山田 菜実	今治市立鳥生小学校	教 諭	新 任
	村上 美智	今治市立乃万小学校	教 諭	新 任
	長井小百合	今治市立波止浜小学校	教 諭	再 任
	亀田 恭子	今治市立国分小学校	教 諭	再 任
	井村 恭子	今治市立波方小学校	教 諭	再 任
	藤山恵利佳	今治市立大西小学校	教 諭	再 任
	正岡 真紀	今治市立日吉中学校	教 諭	新 任
	村上 真紀	今治市立西中学校	教 諭	再 任
	近藤 忠浩	今治市立北郷中学校	教 諭	再 任
	近藤 邦宏	今治市立朝倉中学校	教 諭	新 任
児童福祉 関係等の職員 (市役所)	森 理	障がい福祉課	課 長	再 任
	越智耕二郎	ネウボラ政策課	課 長	再 任
	松岡 修司	今治市 発達支援センター	所 長	新 任
教育委員会	井上 洋	学校教育課	課 長	事務局
	馬越 愛	学校教育課	指導主事	事務局
	八木 健	学校教育課	指導主事	事務局
	井手 裕美	学校教育課	指導主事	事務局
アドバイザー (診断委員)	浅海 直子	今治市立吹揚小学校	教 諭	通級(言語障がい)
	武田 信子	今治市立吹揚小学校	教 諭	通級(自閉症)
	西本 茂	今治市立立花中学校	教 諭	通級(自閉症)
	村上 良子	愛媛県立 今治特別支援学校	教 諭	小学校部担当
	芝 憲子	愛媛県立 今治特別支援学校	教 諭	中学校部担当
	近田 仁人	今治市 発達支援センター	相談員	

○今治市教育支援委員会規則

平成17年 1 月16日

教育委員会規則第15号

改正 平成19年 3 月 2 日教育委員会規則第 1 号

平成24年 5 月 8 日教育委員会規則第 5 号

平成26年 4 月 2 日教育委員会規則第 7 号

令和 7 年 3 月24日教育委員会規則第19号

(設置)

第 1 条 今治市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に在学する障がいのある児童及び生徒の適切な就学等を図るため、今治市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 委員会は、特別支援学校及び特別支援学級に就学し、又は入級する児童及び生徒に対し適切な就学等の支援をするため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 適切な就学等を支援するため必要な諸検査に関すること。
- (2) 就学又は入級についての教育相談及び診断に関すること。
- (3) 諸検査、診断等についての実技研修に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、適切な就学等を支援するため必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、15人以上の委員で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会が委嘱する。

- (1) 特別支援学級を置く小・中学校の校長
- (2) 特別支援教育に関する知識及び経験を有する小・中学校の教員
- (3) 専門医
- (4) 児童福祉に関する行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長の求めに応じ、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 通級指導の審議等、特に専門的な内容を審議するために、委員会の承認をもって専門委員会を持つことができる。専門委員会で決議した内容は委員長の承認をもって効力を発揮する。

(診断委員)

第7条 委員会に、専門的な諸検査及び資料調整のため、診断委員を置くことができる。

2 診断委員は、教育長が委嘱する。

3 診断委員の任務は、別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年1月16日から施行する。

附 則（平成19年3月2日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月8日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月2日教育委員会規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日教育委員会規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の今治心身障害児就学指導委員会規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定により今治心身障害児就学指導委員会の委員である者は、改正後の今治心身障害児就学指導委員会規則の規定により今治市教育支援委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前の規則の規定による委員の残任期間とする。

資料 5

第 8 回教育委員会議案第 35 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

任期满了及び欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市今治公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	鎌田 大和	学校教育の関係者	吹揚小学校教諭
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校校長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	森田 啓二	学校教育の関係者	吹揚小学校教諭
	門岡 達也	学校教育の関係者	日吉中学校校長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市日吉公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校長
	土岐 志朗	学校教育の関係者	吹揚小学校教頭
	阿曾 淳也	社会教育の関係者	吹揚小学校 P T A 副会長
	田中 弘	学識経験のある者	日吉地区自治会長
	渡邊 守	社会教育の関係者	日吉地区団体連絡協議会副会長
	近藤 隆	学識経験のある者	蔵敷地区財産区代表
	瀬野 文子	学識経験のある者	日吉地区母子寡婦福祉連合会地区長
	神野 智子	学識経験のある者	交通安全協会日吉支部副支部長
	武田 サカエ	社会教育の関係者	日吉地区婦人会副会長
	菊池 千恵	家庭教育の向上に資する活動を行う者	日吉地区民生児童委員協議会 主任児童委員
	藤原 康嗣	学識経験のある者	日吉地区民生児童委員協議会
	金子 初子	学識経験のある者	日吉地区自治会 会計
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市常盤公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	山川 博一	学校教育の関係者	常盤小学校長
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校長
	村上 毅敏	社会教育の関係者	常盤小学校PTA会長
	高木 恵子	社会教育の関係者	日吉中学校PTA
	田坂 勝彦	学識経験のある者	常盤地区自治会長
	川又 暁子	学識経験のある者	常盤公民館登録団体連絡協議会長
	原田 道照	家庭教育の向上に資する活動を行う者	青少年補導委員会常盤支部長
	十亀 裕	家庭教育の向上に資する活動を行う者	常盤地区民生児童委員協議会長
	十亀 宏二	学識経験のある者	常盤地区団体連絡協議会長
	青野 律子	学識経験のある者	常盤地区民生委児童委員協議会副会長
	岡田 孝子	学識経験のある者	常盤地区老人クラブ女性部長
	鈴木 久美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	常盤地区民生児童委員協議会 民生委員・児童委員
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市近見公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	中原 俊彦	学校教育の関係者	近見小学校長
	山口 峰松	学校教育の関係者	近見中学校長
	神野 明子	社会教育の関係者	近見小学校PTA副会長補佐
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	小澤 裕之	学校教育の関係者	近見小学校長
	藤原 信吾	学校教育の関係者	近見中学校長
	長野 有美	社会教育の関係者	近見中学校PTA本部役員

今治市鳥生運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市鳥生公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	白石 直人	学識経験のある者	鳥生地区団体連絡協議会長
	中川 純二	学識経験のある者	鳥生地区自治会長
	秋山 徹也	学校教育の関係者	鳥生小学校長
	藤原 信吾	学校教育の関係者	立花中学校長
	村上 香苗	社会教育の関係者	鳥生小学校PTA会長
	藤原 勲	社会教育の関係者	立花中学校PTA会長
	橋本 幸子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	鳥生地域食堂れんこんボランティア代表
	越智 元子	社会教育の関係者	鳥生子どもを守る会理事
	多田 金吾	社会教育の関係者	鳥生公民館登録団体連絡協議会長
	森田 こまえ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	鳥生地区民生児童委員協議会長
	神尾 敬子	学識経験のある者	今治交通安全協会鳥生支部長
	清水 旭	学識経験のある者	鳥生地区こうねん者クラブ会長
任 期		令和7年6月12日 ～ 令和9年6月11日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市城東公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校長
	池田 久志	学識経験のある者	城東地区連合自治会長
	瀬野 香織	学校教育の関係者	立花中学校主幹教諭
	越智 俊介	学校教育の関係者	吹揚小学校教務主任
	永井 多貴子	学識経験のある者	今治市青少年補導委員会城東支部監事
	豊島 正二	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治市民生児童委員協議会長
	佐々木 睦美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	城東地区民生児童委員協議会主任児童委員
	甲斐原 久	学識経験のある者	城東地区防犯相談所副支部長
	関 亮子	学識経験のある者	人権擁護委員
	山内 房子	社会教育の関係者	今治市精神保健福祉ボランティアサークル という 副代表
	浜本 博幸	学識経験のある者	城東地区民生児童委員協議会長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市富田公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	野間 宏美	学校教育の関係者	富田小学校長
	森 泰祐	学校教育の関係者	南中学校長
	西川 累	社会教育の関係者	富田小学校PTA会長
	佐々木 まみ	社会教育の関係者	南中学校PTA副会長
	河上恵美子	学識経験のある者	富田地区自治会副会長
	山本 勇	学識経験のある者	富田地区コミュニティ推進会会長
	越智千英子	社会教育の関係者	富田地区婦人会長
	近藤 徹也	学識経験のある者	富田地区部落総代会長
	越智 幹男	学識経験のある者	青少年補導委員会富田支部長
	宮道 通	学識経験のある者	富田地区老人クラブ会長
	宮道 都	社会教育の関係者	富田公民館登録団体連絡協議会長
	白石 通	家庭教育の向上に資する活動を行う者	富田地区民生児童委員協議会長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市清水公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	川崎 文一	学校教育の関係者	清水小学校長
	森 泰祐	学校教育の関係者	南中学校長
	村上 昌大	学識経験のある者	清水地区コミュニティ推進会副会長
	平野 勇夫	学識経験のある者	清水地区連合自治会長
	宇高 恵津雄	学識経験のある者	今治市消防団今治方面隊第7分団清水分団長
	山路佳奈子	学識経験のある者	今治市更生保護女性会清水地区会長
	井出久美子	学識経験のある者	清水地区スポーツ推進委員
	渡部 昭彦	社会教育の関係者	清水地区交通安全協会会長
	長野 加代	学識経験のある者	みどり幼稚園長
	豊島 美知	家庭教育の向上に資する活動を行う者	清水地区民生児童委員協議会長
	仲岡 浩	社会教育の関係者	清水小学校PTA会長
	渡辺 俊美	社会教育の関係者	清水地区青年部副会長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市日高公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	渡辺 一夫	学識経験のある者	日高地区自治会長
	稲田 泰志	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	大野 信子	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	越智 弘	学識経験のある者	日高地区自治会副会長
	越智 諭	学識経験のある者	日高校区消防後援会長
	中辻 拓	学校教育の関係者	西中学校長
	青葉 茂	学校教育の関係者	日高小学校長
	井上 久美子	社会教育の関係者	西中学校PTA副会長
	石岡 英樹	社会教育の関係者	日高小学校PTA副会長
	宇野 須美恵	学識経験のある者	日高校区老人クラブ会長
	越智 千代美	社会教育の関係者	日高体育振興会副会長
	曾我 和恵	社会教育の関係者	公民館利用者団体代表
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市乃万公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	中辻 拓	学校教育の関係者	西中学校長
	新居田 貴祐	学校教育の関係者	乃万小学校長
	岡田 春美	社会教育の関係者	乃万小学校PTA副会長
	大澤 圭吾	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	柏木 洋一	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	菊川 奈美	学識経験のある者	乃万地区自治会婦人部長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	白石 裕太	学校教育の関係者	西中学校長
	村上 才一	学校教育の関係者	乃万小学校長
	藤原 裕美	社会教育の関係者	乃万小学校PTA副会長
	村上 健二	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長
	阿部 美保子	学識経験のある者	乃万地区自治会婦人部長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市朝倉公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	越智 友美	社会教育の関係者	朝倉中学校PTA代表
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	岡本 洋子	社会教育の関係者	朝倉中学校PTA代表

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波方公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	田窪 直樹	学校教育の関係者	波方中学校校長
	山口 政浩	学識経験のある者	JA波方町支店長
	鎌田 智加	学識経験のある者	学識経験者
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月23日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	竹内 雅之	学校教育の関係者	波方中学校校長
	土岐 友和	学識経験のある者	JA波方町支店長
	菊川くるみ	学識経験のある者	越智商工会波方支部女性部長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市大西公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	小澤ふじみ	学識経験のある者	小西保育園長
	和田 勇治	学識経験のある者	自治会長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	越智 瑞啓	学識経験のある者	空と海認定こども園理事長
	越智 肇	学識経験のある者	自治会長

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市菊間公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	近藤 勲	学校教育の関係者	菊間中学校長
	森田 悦子	社会教育の関係者	菊間地区婦人会長
	松田 健太郎	学識経験のある者	地元産業代表
	越智 浩子	学識経験のある者	越智商工会菊間支所代表
	坪坂 智規	社会教育の関係者	菊間小学校PTA会長
	長野 剛典	社会教育の関係者	亀岡小学校PTA会長
	渡部 みち子	学識経験のある者	菊間地区代表
	渡部 斉	学識経験のある者	菊間地区代表
	藤本 久香	学識経験のある者	亀岡地区代表
	村上 泰仁	学識経験のある者	亀岡地区代表
	渡部 美智恵	学識経験のある者	歌仙地区代表
	菅 英祐	学識経験のある者	歌仙地区代表
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

今治市宮窪公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市宮窪公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	正岡 宗昭	学校教育の関係者	大島中学校長
	藤森 麻里子	社会教育の関係者	宮窪認定こども園保護者会長
任 期		令和 7年 6月 12日 ~ 令和 9年 2月 23日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	田窪 直樹	学校教育の関係者	大島中学校長
	土岐 やよい	社会教育の関係者	宮窪認定こども園保護者会長
	青野 正	学識経験のある者	学識経験者

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市大三島公民館

候補者	氏 名	区 分	備 考
	井原光明	学校教育の関係者	大三島小学校長
	角尾貴裕	学校教育の関係者	大三島中学校長
	矢野祐希	学校教育の関係者	今治北高等学校大三島分校長
	越智 渚	社会教育の関係者	大三島認定こども園保護者会長
	富永美保	学識経験のある者	学識経験者
	藤原須奈恵	学識経験のある者	学識経験者
	越智禎子	学識経験のある者	学識経験者
	小笠原 史	学識経験のある者	学識経験者
	菅 公明	学識経験のある者	学識経験者
	関戸沙里	社会教育の関係者	大三島公民館登録団体代表者
任 期		令和 7年 6月 12日 ～ 令和 9年 6月 11日	

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参 考」 今治市今治公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	鎌田 大和	学校教育の関係者	吹揚小学校教諭	交替
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校校長	交替
	豎石 拓	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治地区民生児童委員協議会長	
	越智 孝志	学識経験のある者	今治地区団体連絡協議会理事	
	高橋 千恵	社会教育の関係者	今治地区婦人会副会長	
	村上 芳美	学識経験のある者	更生保護女性会今治地区支部長	
	古川 佳代	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治地区民生児童委員協議会 主任児童委員	
	中山 麗子	社会教育の関係者	今治地区婦人会会長	
	福本 琢美	学識経験のある者	今治地区自治会長	
	中川 豊和	学識経験のある者	元日吉中学校PTA代表	
	田中 嘉男	学識経験のある者	今治地区団体連絡協議会元理事	
	吉田 佳代	学識経験のある者	吹揚小学校第1児童クラブ支援員	
	任 期	令和 7年 2月 24日 ～ 令和 9年 2月 23日		

交替 令和 7年 6月 12日 ～ 令和 9年 2月 23日

「参 考」今治市近見公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	中原 俊彦	学校教育の関係者	今治市立近見小学校長	交替
	山口 峰松	学校教育の関係者	今治市立近見中学校長	交替
	神野 明子	社会教育の関係者	今治市立近見小学校PTA副会長補佐	交替
	本郷 康子	社会教育の関係者	今治市立近見中学校PTA副会長	
	浅川 文雄	学識経験のある者	近見地区連合自治会長	
	壺内 千津子	社会教育の関係者	近見地区婦人会長	
	山田 美紀子	社会教育の関係者	大浜地区婦人会長	
	矢野 丈一	学識経験のある者	交通安全協会近見副支部長	
	越智 イサエ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	近見地区民生児童委員協議副会長	
	青野 光治	学識経験のある者	近見地区各種団体連絡協議会幹事長	
	村上 須磨子	学識経験のある者	近見地区老人クラブ会長	
	岡田 泰司	学識経験のある者	近見地区連合自治会防災部会長	
任 期		令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替 令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

「参 考」今治市乃万公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	中辻 拓	学校教育の関係者	西中学校長	交替
	新居田 貴祐	学校教育の関係者	乃万小学校長	交替
	岡田 春美	社会教育の関係者	乃万小学校PTA副会長	交替
	清水 敏	家庭教育の向上に資する活動を行う者	乃万地区民生児童委員協議会会長	
	眞部 賢二	学識経験のある者	乃万地区自治会長	
	藤本 一樹	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長	
	大澤 圭吾	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長	交替
	柏木 洋一	学識経験のある者	乃万地区自治会副会長	交替
	山口 早苗	家庭教育の向上に資する活動を行う者	乃万地区民生児童委員協議会主任児童委員	
	芝田 悦子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	乃万地区民生児童委員協議会主任児童委員	
	菊川 奈美	学識経験のある者	乃万地区自治会婦人部長	交替
	徳永 純子	学識経験のある者	乃万公民館登録団体代表	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替

令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

「参 考」今治市朝倉公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	高橋 誠	学校教育の関係者	市立朝倉中学校 (朝倉二校学校代表)	
	萬上 一也	社会教育の関係者	朝倉小学校PTA会長	
	岡本 洋子	社会教育の関係者	朝倉中学校PTA代表	交替
	藤倉 治	学識経験のある者	朝倉地区自治会長	
	矢野 重久	学識経験のある者	朝倉銀嶺クラブ会長(今治市老人クラブ連合会朝倉支部連合会長)	
	岩崎 潤一	社会教育の関係者	今治市文化協会朝倉支部副支部長	
	越智 美佐	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会朝倉支部理事	
	畑岡 優子	学識経験のある者	今治市社会福祉協議会朝倉支部長	
	赤尾 みすか	家庭教育の向上に資する活動を行う者	朝倉地区主任児童委員	
	岡 章子	学識経験のある者	朝倉保育園長	
	渡邊 二孝	学識経験のある者	朝倉地域活性化推進協議会副会長	
	越智 ゆかり	社会教育の関係者	朝倉公民館登録団体連絡協議会長	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替

令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

「参 考」今治市波方公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	手塚 淳	学校教育の関係者	波方小学校長	
	田窪 直樹	学校教育の関係者	北郷中学校長	交替
	佐伯由紀子	学識経験のある者	たんぽぽ幼稚園長	
	山口 政浩	学識経験のある者	JA波方町支店長	交替
	青木 久子	社会教育の関係者	波方地区婦人会長	
	白石しのぶ	社会教育の関係者	スポーツ推進委員	
	山田 哲也	社会教育の関係者	スポーツ推進委員	
	村上 唯博	学識経験のある者	今治文化協会波方支部長	
	小林 豪	学識経験のある者	波方中央病院事務長	
	木村 信恵	学識経験のある者	学識経験者	
	鎌田 智加	学識経験のある者	学識経験者	交替
	智内 智景	学識経験のある者	学識経験者	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替 令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

「参 考」今治市大西公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	前原 淳	学校教育の関係者	大西小学校長	
	木村 晴彦	学校教育の関係者	大西中学校長	
	小澤ふじみ	学識経験のある者	小西保育園長	交替
	森 文繪	社会教育の関係者	文化協会大西支部長 大西地区婦人会長	
	八塚 哲明	社会教育の関係者	スポーツ協会大西副支部長	
	片上 文彦	社会教育の関係者	大西地区老人クラブ連合会長	
	神野 恵子	社会教育の関係者	大西地区婦人会長副会長	
	和田 勇治	学識経験のある者	自治会長	交替
	齋藤ヒデミ	学識経験のある者	学識経験のある者	
	伊藤知佐代	社会教育の関係者	スポーツ推進委員会大西支部長	
	西本 恭子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	大西地区民生児童委員協議会会長	
	越智 八重	家庭教育の向上に資する活動を行う者	大西地区主任児童委員	
任 期		令和 7年 2月 24日 ～ 令和 9年 2月 23日		

交替

令和 7年 6月 12日 ～ 令和 9年 2月 23日

「参 考」今治市宮窪公民館運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	柳原 郁	学校教育の関係者	宮窪小学校校長	
	正岡 宗昭	学校教育の関係者	大島中学校校長	交替
	高橋 剛	家庭教育の向上に資する活動を行う者	宮窪地区民生児童委員協議会長	
	村上 知津子	学識経験のある者	今治保護司会第7分区	
	阪口 リカ	社会教育の関係者	今治市連合婦人会宮窪地区婦人 会長	
	岡本 嘉治	社会教育の関係者	今治市文化協会宮窪支部長	
	藤森 麻里子	社会教育の関係者	宮窪認定こども園保護者会長	交替
	村上 麗子	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進員連絡協議 会宮窪支部	
	村上 浩一	社会教育の関係者	宮窪町青少年育成協議会長	
	矢野 敏彦	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会宮窪支部理 事長	
	藤井 多津子	学識経験のある者	学識経験者	
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替 令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

資料 6

第 8 回教育委員会議案第 36 号

今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市美須賀コミュニティプラザ

候補者	氏 名	区 分	備 考
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校長
	荻田 美樹子	社会教育の関係者	吹揚小学校PTA美須賀地区学団理事
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	門岡 達也	学校教育の関係者	日吉中学校長
	田下 明奈	社会教育の関係者	吹揚小学校PTA美須賀地区学団理事

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会	美須賀コミュニティプラザの各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

「参 考」今治市美須賀コミュニティプラザ運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	村上 達哉	学校教育の関係者	日吉中学校長	交替
	永井 睦子	学校教育の関係者	吹揚小学校事務長	
	達川 輝雄	学識経験のある者	美須賀地区自治会長	
	榊原 章吾	家庭教育の向上に資する活動を行う者	美須賀地区民生児童委員協議会長	
	越智千津子	学識経験のある者	美須賀地区更生保護女性会理事	
	濱野 節子	社会教育の関係者	旧美須賀地区婦人会副会長	
	正岡 宏子	社会教育の関係者	美須賀コミュニティプラザ登録 団体連絡協議会会長	
	河野 功	社会教育の関係者	今治市青少年補導委員会美須賀 支部長	
	白石 浩二	社会教育の関係者	今治市スポーツ推進委員美須賀 支部	
	豊島 よしみ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	美須賀地区主任児童委員	
	荻田 美樹子	社会教育の関係者	吹揚小学校PTA美須賀地区学団理事	交替
	重松 美香	社会教育の関係者	地域団体「みすかのこ」会長	
任 期		令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交替

令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

資料 7

第 8 回教育委員会議案第 37 号

今治市立花カルチャーセンター運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 立花カルチャーセンター

候補者	氏 名	区 分	備 考
	藤原 信吾	学校教育の関係者	立花中学校長
	越智 泰樹	学校教育の関係者	立花小学校長
	羽藤 公一	社会教育の関係者	立花地区青少年スポーツ振興会長
	岡田 文江	社会教育の関係者	立花中学校PTA副会長
	青野 拓人	社会教育の関係者	立花小学校PTA会長
	桑原 繁尚	社会教育の関係者	立花カルチャーセンター利用者団体連絡協議会長
	砂田 ひとみ	家庭教育の向上に資する活動を行う者	立花校区社会福祉協議会長
	小泉 勢津子	学識経験のある者	立花校区友愛クラブ女性部長
	曾我部 浩	学識経験のある者	立花地区自治会副会長
	黒川美千代	学識経験のある者	見守り推進協力員協議会長
	伊藤 雅章	学識経験のある者	立花地区コミュニティ推進会長
	胡 まり子	学識経験のある者	立花地区自主防災会計
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 6 月 11 日	

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市立花カルチャーセンター運営審議会	立花カルチャーセンターの各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市立花カルチャーセンター運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

資料 8

第 8 回教育委員会議案第 38 号

今治市開発総合センター運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市開発総合センター運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市伯方開発総合センター

候補者	氏 名	区 分	備 考
	濱 雄二	社会教育の関係者	伯方中学校PTA会長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 8 年 6 月 27 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	織田 将秀	社会教育の関係者	伯方中学校PTA会長

今治市上浦開発総合センター運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市上浦開発総合センター

候補者	氏 名	区 分	備 考
	渡邊俊輔	社会教育の関係者	大三島中学校PTA会長
	山崎知子	社会教育の関係者	上浦小学校PTA副会長
	吉川加奈子	社会教育の関係者	上浦認定こども園保護者会会長
任 期		令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日	

退 任 委 員

前任者	氏 名	区 分	備 考
	越智光也	社会教育の関係者	大三島中学校PTA会長
	高原友美	社会教育の関係者	上浦小学校PTA副会長
	石井紀子	社会教育の関係者	上浦認定こども園保護者会会長

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市開発総合センター運営審議会	開発総合センターの各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	12人	2年

今治市開発総合センター運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、今治市開発総合センター条例（平成17年今治市条例第84号）

第2条の表に掲げる今治市吉海開発総合センター、今治市上浦開発総合センター及び今治市関前開発総合センターごとに、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

「参 考」今治市伯方開発総合センター運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	木山 博文	学校教育の関係者	今治市立伯方小学校長	
	渡邊 伸	学校教育の関係者	今治市立伯方中学校長	
	田窪 柁明	社会教育の関係者	今治市スポーツ協会伯方支部代表	
	田窪 喜代子	社会教育の関係者	今治市伯方文化協会代表	
	馬越 誠	社会教育の関係者	今治市伯方支部スポーツ推進委員協議会代表	
	村上 玉恵	社会教育の関係者	今治市老人クラブ連合会伯方支部連合会代表	
	野間 マツコ	社会教育の関係者	今治市伯方地域婦人ボランティア代表	
	濱 雄二	社会教育の関係者	今治市立伯方中学校PTA会長	交替
	馬越 真由美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治市伯方地区主任児童委員	
	村上 菊美	学識経験のある者	学識経験者	
	田窪 由美	学識経験のある者	学識経験者	
	濱本 香苗	学識経験のある者	学識経験者	
	任 期	令和 6 年 6 月 28 日 ～ 令和 8 年 6 月 27 日		

交 替

令和 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 8 年 6 月 27 日

「参 考」今治市上浦開発総合センター運営審議会委員名簿

候補者	氏 名	区 分	備 考	
	菅 征永	学校教育の関係者	上浦小学校長	
	角尾貴裕	学校教育の関係者	大三島中学校長	
	渡邊俊輔	社会教育の関係者	大三島中学校PTA会長	交替
	山崎知子	社会教育の関係者	上浦小学校PTA副会長	交替
	赤尾道子	社会教育の関係者	今治市文化協会上浦支部支部長	
	高野京子	社会教育の関係者	今治市文化協会上浦支部副支部長	
	後藤 稔	社会教育の関係者	スポーツ推進委員	
	村上篤子	学識経験のある者	学識経験者	
	越智俊介	学識経験のある者	学識経験者	
	山路真由美	学識経験のある者	学識経験者	
	金本ひろみ	学識経験のある者	学識経験者	
	吉川加奈子	社会教育の関係者	上浦認定こども園保護者会会長	交替
	任 期	令和 7 年 2 月 24 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日		

交 替 7 年 6 月 12 日 ～ 令和 9 年 2 月 23 日

今治市の小中学校における学校規模
及び学校配置のあり方について

答申

令和 7 年 6 月 5 日

今治市通学区域調整審議会

目次

はじめに

第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について

1 今治市の小中学校の適正規模

（1）望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

（2）望ましい学校規模の基準

2 今治市の小中学校の適正配置

（1）望ましい学校配置の基準

（2）学校と地域コミュニティとの関係

第2章 学校統合について

1 学校統合の検討を進める学校（統合検討対象校）

第3章 実現に向けて

1 学校統合について配慮すべき事項

（1）配慮すべき点

（2）小規模校の教育環境の魅力化に向けた取組

2 具体的な進め方

（1）基本計画の策定

（2）地域における協議

（3）学校統合への移行準備

（参考資料）

諮問書

今治市通学区域調整審議会委員名簿

今治市執行機関の附属機関設置条例・今治市通学区域調整審議会規則

今治市通学区域調整審議会開催経緯

関係法令等

（検討資料）

1 国が示す学校の適正規模と適正配置

2 文部科学省の考え方【抜粋】「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」

3 小規模校におけるメリット・デメリット

4 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

5 保護者等へのアンケート結果概要

6 これまでにいただいたご意見

7 人口及び年少人口等の推移

8 小学校・中学校の現況

9 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

はじめに

今治市通学区域調整審議会は、「市立小学校及び中学校の通学区域の調整に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項」を担う目的で、今治市執行機関の附属機関設置条例に基づき設置されました。

本審議会では、今治市教育委員会より、「今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について（第2次今治市学校適正配置基本方針の策定に関する事）」について諮問を受け、令和6年6月25日の第1回の審議会を皮切りに、令和7年6月までに6回の審議会を開催し、慎重に議論を進めてまいりました。

通学区域の設定は、教育の平等という教育施策の根幹に関わる重要な課題であり、その対応には慎重さが求められます。しかしながら、人口の移動や道路・交通事情の変化、さらには地域の文化的・社会的な環境の変遷に伴い、現状に即した通学区域の見直しが必要です。

今日の学校環境に目を向けると、少子化の進行により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。その結果、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら成長する環境を確保することが難しくなっている現状があります。このような状況を踏まえ、本会は、今治市の小中学校のあり方を児童生徒の将来を見据えた長期的な視点に立って検討し、「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」が可能となるよう審議を行いました。

また、公立の小中学校は、単なる教育機関に留まらず、地域を象徴する存在でもあります。今まさに進行する少子化の中で、「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」を目指しつつ、学校のあり方も地域社会とともに考えていくことが重要です。

こうした考え方に立ち、本会では、児童生徒の通学に伴う負担等も考慮しながら、適正な学校規模や適正配置を検討し、学校統合を検討する対象校について審議しました。その結果を踏まえ、今治市教育委員会に対し答申いたします。

本答申を足掛かりに、教育委員会やそれぞれの地域の皆様において十分に協議され、子どもたちの健やかな成長に資する各地域にふさわしい結論が導かれることを心より願っています。

第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について

1 今治市の小中学校の適正規模

本審議会では、子どもたちがより良い教育環境の下で学び、最大限の教育効果を得られるための適正な学校規模の基準として、1学級35人編制（※注1）を基本とし、1校当たりの適正な学級数の下限を「〇学級以上」とする形で検討を行いました。

下限数のみとしたのは、少子化の進展により、今治市の将来の児童生徒数を考えた場合（※注2）、学校の大規模化の可能性は少なく、上限数を設ける必要がないと判断したためです。

検討の結果、今治市の小中学校の適正規模については、国が示す基準（※注3）に基づき、持続可能な学校運営を行うことができる教職員等人員規模を確保するとともに、学校の規模によるメリット・デメリット（※注4）を慎重に考慮し、過小規模とならない学校規模や児童生徒による望ましい集団活動やきめ細かな指導を行うことができる環境を確保する観点から、「児童生徒数の基準」と「学校規模の基準」を設定することとしました。

（1）望ましい1学級あたりの児童生徒数の基準

- 小学校 … 20人以上
- 中学校 … 30人以上

保護者等へのアンケート結果（※注5）では、1学級の人数は小学校は20人程度、中学校は30人程度が望まれており、10人程度といった少人数学級はほとんど望まれていないことが明らかとなりました。

こうした点を踏まえ、本審議会では1学級の児童生徒数の下限を、小学校は20人、中学校は30人が望ましいと考えます。

（2）望ましい学校規模の基準

- 小学校 … 6学級以上（1学年1学級以上）… 複式学級が解消できる
- 中学校 … 6学級以上（1学年2学級以上）… クラス替えができる

保護者等へのアンケート結果（※注5）では、1学年の学級数については小学校では学級数にあまりこだわりは見られませんでした。一方、中学校においては、過半数が1学年あたり3学級以上を望んでいるものの、地域による差が見受けられました。また、多様な友達との触れ合い、クラス替えができることを望んでいることも明らかとなりました。

こうした点を踏まえ、本審議会では、学校運営が円滑にできる教職員数が確保でき、「多様な友達との触れ合い」や「クラス替えができる規模」また「一人一人に目が届くきめ細かな指導」のバランスに配慮して、小学校では複式学級が解消される1学年1学級以上、中学校ではクラス替えができる下限の学級数である1学年2学級以上が望ましいと考えます。

注1) 検討資料1) 国が示す学校の適正規模と適正配置のうち、学級編制の基準

注2) 検討資料7) 人口及び年少人口等の推移

注3) 検討資料2) 文部科学省の考え方【抜粋】

注4) 検討資料3) 小規模校のメリット・デメリット

検討資料4) 過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

注5) 検討資料5) 保護者等へのアンケート結果概要

2 今治市の小中学校の適正配置

今治市の小中学校の配置について、児童生徒が安全かつ快適に通学できる環境の確保を前提に、徒歩を基準とした通学距離の適正範囲について検討を行いました。また、今治市の地理的特性など地域性について検討を行いました。

(1) 望ましい学校配置の基準

●小学校 … 徒歩により概ね4km以内とする。

●中学校 … 徒歩により概ね6km以内とする。

※なお、学校統合により通学距離が小学校で3km、中学校で5kmを超える場合には、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討する。

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令で「通学距離が小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であること」が示されています。

本市では、平成22年2月に策定した「今治市学校適正配置基本方針」において国の基準に基づいた配置としており、今回の検討においても、同様の基準を適用することが適切であると判断しました。

なお、学校の再配置により通学距離が延びる場合、児童生徒の通学環境に大きな変化が生じる可能性があるため、その影響を十分に考慮し、通学距離が3km、中学校で5kmを超える場合に、スクールバスの運行等の通学に関する支援策を検討することとしました。

(2) 学校と地域コミュニティとの関係

●陸地部 … 旧市町村域を越えない学校統合

●島しょ部 … 島域を越えない学校統合

学校は、単に児童生徒が学ぶ場であるだけでなく、地域コミュニティの中心的な役割を担う重要な施設でもあります。そのため、地域住民が利用しやすい環境を整備するなどして学校と地域が連携し続ける体制を整備し、持続可能な関係を築くことが求められます。

具体的には、学校と地域の歴史的・社会的なつながりを尊重し、地域の特性を十分に考慮した学校配置を検討することなどが大切であると考えます。また、地理的条件や人口動態の変化を踏まえ、地域の実情に即した柔軟な対応も求められます。

さらに、学校は地域の防災拠点としての役割も担っているため、災害時の避難所としての機能にも配慮する必要があります。

こうした点を踏まえながら、平時から地域との連携を強化できるようにするとともに、学校が地域全体の安全・安心を支える拠点として機能できるようにすることが重要と考え、学校統合を検討する際の基本的な範囲を示しました。

第2章 学校統合について

「第1章 今治市の小中学校の適正規模・適正配置について」で示した基準を踏まえ、学校統合の必要がある学校について審議しました（※注6）。

現在の今治市立小学校・中学校の状況や今後の見込み（※注7）を検討し、以下の学校や地域において、学校統合の検討を進める必要があると考えました。

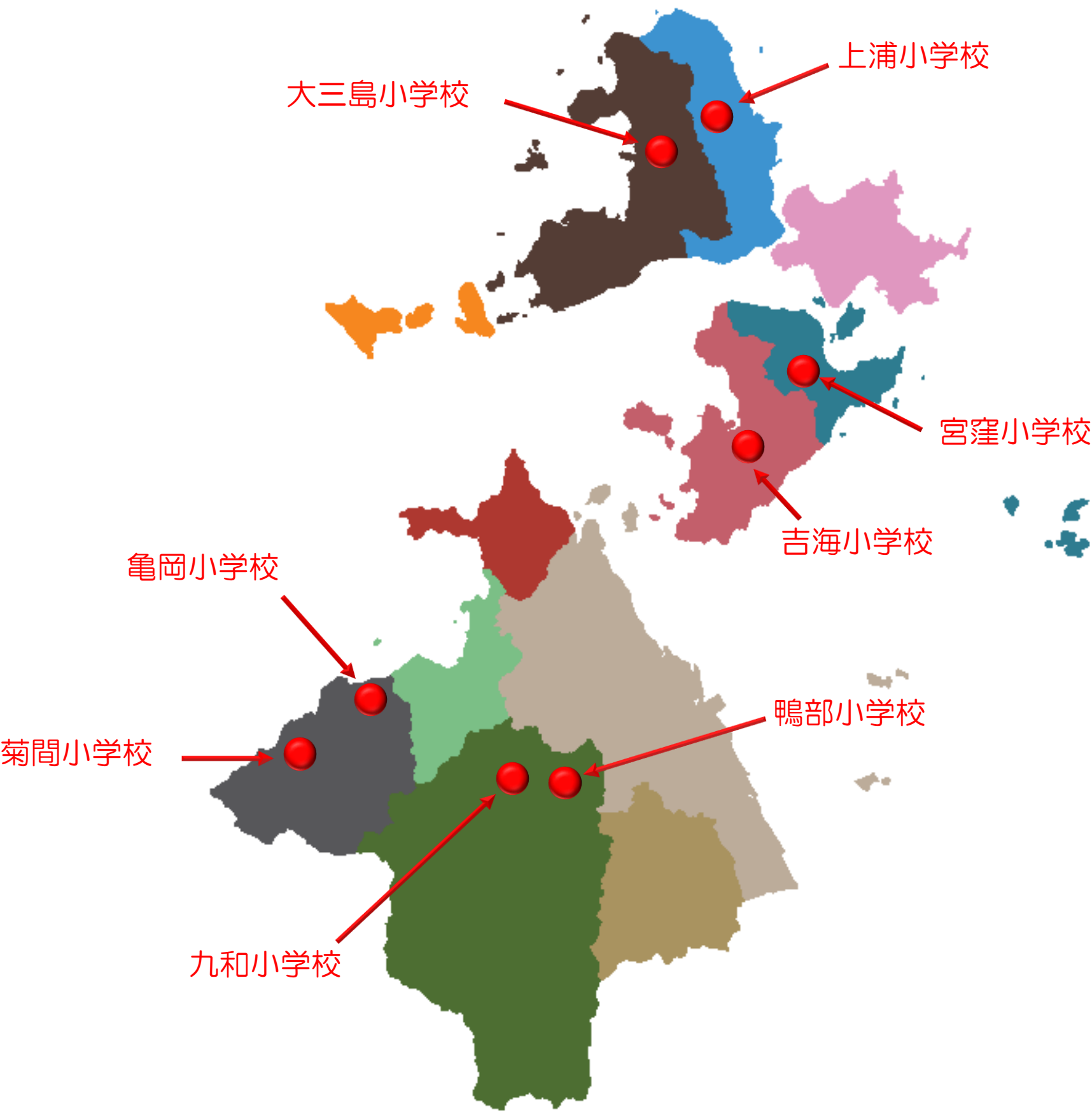
1 学校統合の検討を進める学校（統合検討対象校）

- ・鴨部小学校、九和小学校 【玉川地域】
- ・亀岡小学校、菊間小学校 【菊間地域】

旧市町村域を越えない学校統合

- ・吉海小学校、宮窪小学校 【大島】
- ・上浦小学校、大三島小学校 【大三島】

島域を越えない学校統合



注6) 検討資料6) これまでにいただいたご意見
注7) 検討資料8) 小学校・中学校の現況
検討資料9) 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

第3章 実現に向けて

1 学校統合について配慮すべき事項

(1) 配慮すべき点

本審議会では、子どもたちにとってより良い教育環境を実現するため、小中学校の適正規模・適正配置について検討を進めてきました。

一方で、公立の小中学校の役割は、子どもたちの教育の場である「教育施設としての役割」だけでなく、様々な地域活動の場である「地域社会における役割」も担っており、「学校統合が、自治会や公民館等の地域の活動に大きな影響を与えるのではないか」という意見も審議会の中で挙げられました。

このため、私たちは、今後行政が、学校統合を円滑に進めるに当たっては、教育環境の向上のみならず、地域社会への影響にも十分配慮することが重要であると考え、こうした点も含め、学校統合を進めるうえで配慮すべき点を以下のとおり整理しました。

① 学校運営について

- ア 学校統合が行われた場合、人数の増加に伴う児童生徒の戸惑いや不安を和らげ、新たな人間関係の構築に留意した学校運営に配慮する。そのために、学校統合前から交流を促進し、段階的な適応を図る。特に、学校行事の合同実施や合同授業などを通じて、児童生徒相互の交流を深める。
- イ 小規模校においては、とりわけ、複式学級での学習指導上の負担が課題として挙げられている。統合後も適正規模に満たない小規模校については、教職員の増員や外部支援の活用を検討し、教育の質を維持するための対策を講じる。

② 通学支援について

- ア 学校統合により通学距離が延びる児童生徒が生じる場合は、健康管理や安全確保に十分配慮し、必要に応じてスクールバス等の通学支援を検討する。
- イ 学校統合により隣接校への通学の方が距離・時間の面で有利となる場合は、児童生徒の負担を考慮し、学校選択の柔軟な対応を検討する。

③ 地域への影響について

- ア 学校は教育の場であると同時に、災害時の避難所や地域コミュニティの拠点としての役割を担っている。学校統合を進める際には、学校のなくなる地域の住民に対して、その必要性を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、避難所としての機能や地域活動に十分配慮する。
- イ 学校統合に伴い、自治会や公民館や社会教育などの地域の社会活動に不具合が生じないように検討するなど、地域社会の維持・発展に配慮する。

④ その他の配慮すべき事項について

- ア 学校統合のスケジュール等は、本答申に基づき、教育委員会で策定される「第2次学校適正配置基本方針」において速やかに提示し、PTA活動等に不具合が生じないように配慮する。
- イ 今治市総合計画に基づくとともに、子育て支援などの個別部門計画との整合性を図り、統合検討対象校がある地域のまちづくりなど学校統合に影響があると考えられる諸施策を十分考慮し、学校統合に関する協議体や関係機関との情報共有に努める。
- ウ 今治市教育委員会が学校適正配置に取り組むに当たっては、将来人口の推移や国内外からの移住動向、行政の人口流入促進施策など児童生徒数の増減に影響を及ぼす多様な要因に十分注意し、教育委員会がこの後定める学校適正配置基本方針に基づき、計画的に進めることを期待する。

(2) 小規模校の教育環境の魅力化に向けた取組

本審議会では、学校統合の検討を進めるに当たり、新たな制度やＩＣＴを有効に活用し学校の教育環境をより魅力的にするなどして、児童生徒の学びの質を向上させることが重要であると考えています。

そこで、学校統合の対象となる学校においては、統合の検討と並行して、地域や学校の特性に応じて以下の施策の導入について積極的に検討され、小規模校の更なる魅力化を進めていただきたいと願っています。

①「小中一貫校制度」の導入

義務教育の９年間を一貫した教育方針の下で指導することで、学習面・生活面において統一性のある指導が可能となり、児童生徒一人一人の成長を長期的にサポートする教育制度です。また、小中学校の教員の連携を強化し、児童生徒の学習状況や課題を共有することで、より個々に寄り添った教育が実現します。さらに、異学年交流の機会を増やすことで、児童生徒が学年の枠を超えて関わり合い、互いを尊重し合う関係性を築くことができるようになることが期待できます。

②「小規模特認校制度」の導入

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」に基づく、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度です。少人数ならではのきめ細やかな指導を生かし、特色ある教育プログラムを実施することで、児童生徒一人一人の学びのニーズに応えます。また、地域との連携を深め、地域の特色を生かした教育活動を展開することで、学校の魅力を更に高めることが期待できます。

③「不登校対策拠点校」の設置

文部科学省の「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」に基づく、希望する児童生徒が校区外からも入学できる制度を活用し、不登校の児童生徒を受け入れる制度です。小規模校の少人数教育環境を生かし、一人一人の状況に寄り添いながら、学びやすい環境を整備し、個別最適な指導を実施します。こうした生活環境や成長過程に配慮した柔軟な対応を行うことを通して、不登校経験のある児童生徒が安心して学校生活を送れるようになることが期待できます。

④「今治版デュアルスクール」の展開

デュアルスクールとは、「二拠点居住」や「地方移住」を促進することを目的とした制度で、都市部と地方の学校を行き来しながら学ぶ新しい教育の形態です。今治市では、この制度活用を通じて、都市と地方の異なる学習環境や生活環境を経験できる機会を提供しています。豊かな自然環境の中で、新しい環境に適応する経験を通じて、多様な価値観や視点、チャレンジ精神が育まれます。また、保護者にとっても、子どもと過ごす時間が増えることや、移住先の教育環境を実際に体験できることから、教育に対する不安の軽減につながることを期待できます。

⑤「隣接校との交流促進」

小規模校同士や大規模校との学校行事や授業の共同開催といった交流を通じて、様々な個性を持つ友達との触れ合いや切磋琢磨する中で、互いを思いやる心や向上心などを育むことが期待される取組です。異なる学校の児童生徒や教員と交流することで、多様な学びの機会が得られます。また、学校同士の交流を通じて地域全体の連携が強化されるとともに、地域社会全体で子どもたちを支える機運醸成につながります。さらには、近隣校との交流により、教育資源や施設を共有することができ、効率的な教育活動が可能となることが期待できます。

⑥「ICTの活用」による教育の充実

小規模校では、児童生徒数の少なさから授業の多様性や活気に欠けるといった課題が指摘されています。こうした中、ICT（情報通信技術）を活用した取組で効果を上げている事例が近年多く見られるようになっていきます。例えば、ある地域では複数の小学校間で遠隔合同授業を実施し、異なる学校の児童同士が対話しながら学ぶ機会を設けています。これにより、多様な意見に触れる機会が増え、児童のコミュニケーション能力が向上するなど教育の質の向上につながっています。

本市においては、島しょ部や山間部など物理的な距離が離れている小規模校が存在するため、児童生徒同士の交流だけでなく、教職員同士の交流を図ることで小規模校における業務負担の軽減（知見の活用や担当業務の課題解決に向けたコミュニケーションなど）に効果が期待できます。

⑦「地域で学ぶ、地域から学ぶ」授業の充実

地域住民の方が講師となり、当該地域の特性や良さを生かした授業を行う等、地域住民の方々に学校運営に参画してもらう取組です。

地元の産業や文化を学ぶ「地域学習」等の実施により、児童生徒の地域への愛着が深まるなど、当該地域に学校が存続する意義を一層高めていくことが期待できます。

2 具体的な進め方

学校の運営を行うためには、教職員と児童生徒や保護者だけではなく、地域住民と連携した運営が必要です。

そのため、学校施設の統廃合を検討する場合には、市民・行政・保護者が協働で議論を進めていく必要があります。そこで、それぞれの役割分担を明確にし、円滑な議論を進めるための手順を示すこととします。

【教育委員会】

（１）基本計画の策定

教育委員会は、本答申を足掛かりに、「第２次今治市学校適正配置基本方針」を策定し、学校適正配置（学校統合）を検討する地域や学校、統合検討のスケジュール等を公表します。

【地元代表の協議会】

（２）地域における協議

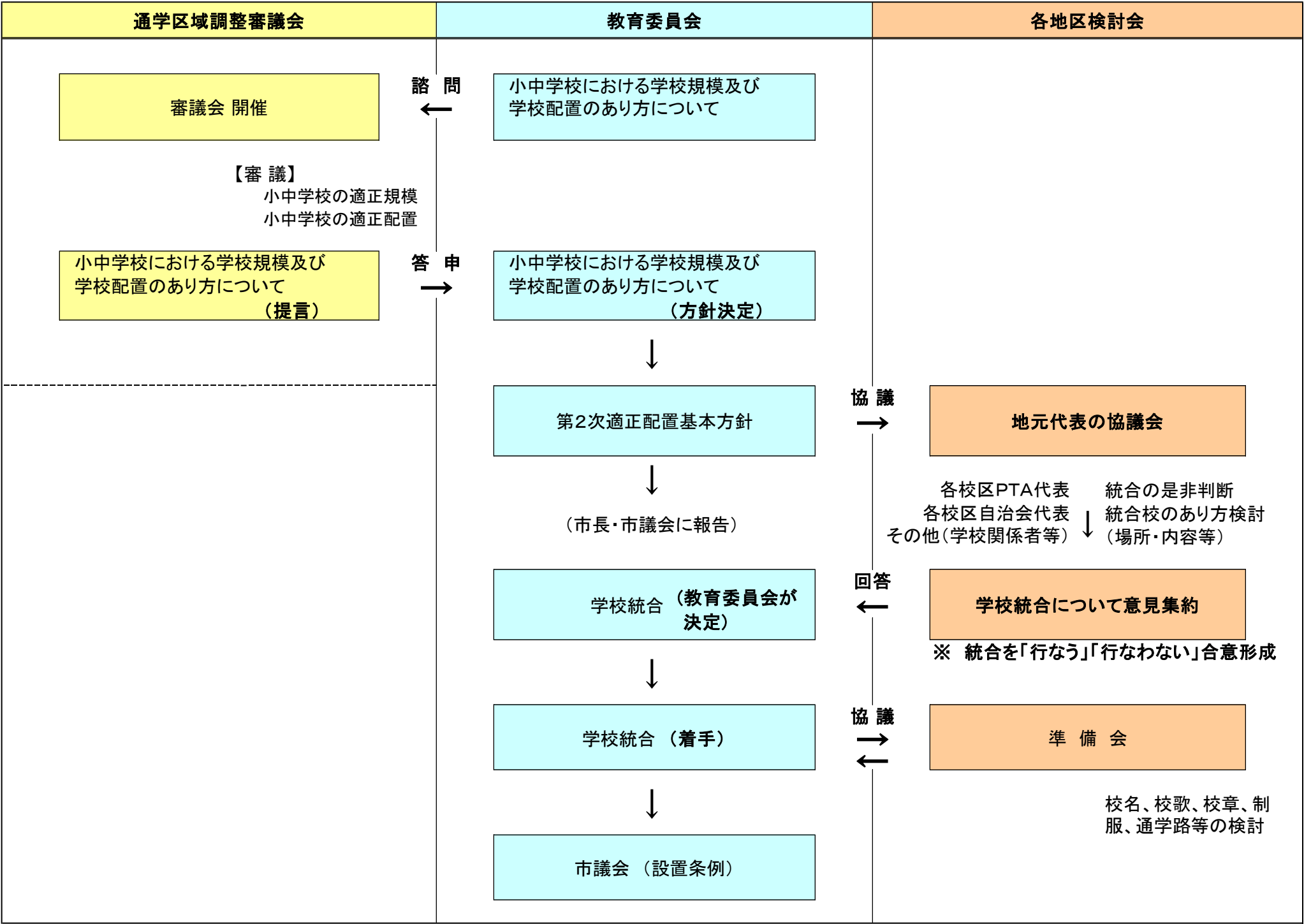
- ① 今治市では、学校適正配置（学校統合）を検討する地域ごとに、PTA、自治会、その他関係団体などから構成される地元代表の協議会を設置します。
- ② 地元代表の協議会は、教育委員会が公表した基本計画をもとに当該地区の学校適正配置（学校統合）について検討します。
- ③ 地元代表の協議会は、学校適正配置（学校統合）について地元の児童生徒の保護者や住民に対する説明や意見の集約を十分に行い、学校統合の方針を決定します。
- ④ 地元代表の協議会は、学校適正配置（学校統合）についての意見を、協議が整った地域から順次教育委員会へ提出します。

【統合準備会・教育委員会】

（３）学校統合への移行準備

- ① 学校統合の方針決定により、PTAや学校代表等による統合準備会を設置します。
- ② 統合準備会は、児童生徒や保護者、学校教職員の意見の把握に努め、学校統合の実施方法を検討します。また、遠距離通学者への配慮について十分検討するとともに、移行期間には児童生徒の交流事業等を実施するなど円滑な移行準備を進めます。

＜検討手順のイメージ図＞



教 大 第 490 号
令和 6 年 6 月 6 日

今治市通学区域調整審議会会長 様

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

諮問書

今治市立小中学校の「より良い教育環境」と「望ましい学校教育の実現」に資するため、今治市執行機関の附属機関設置条例第 2 条の規定により諮問いたします。

記

1 諮問内容

今治市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について
(第 2 次今治市学校適正配置基本方針の策定に関すること)

2 諮問理由

本市では、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進み、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという環境の確保が難しくなっており、部活動や学級編成、学校行事などにも影響が生じております。

こうした現状を踏まえ、今治市教育委員会では、新たな今治市学校適正配置基本方針の策定にあたりまして、今治市の小中学校、児童生徒の将来にわたる長期展望に立って、子どもたちにとって「より良い教育環境」「望ましい学校教育の実現」の達成が可能となるよう、貴審議会の意見を求めます。

今治市通学区調整審議会委員名簿

(令和7年5月2日以降)

役職	氏名	備考
会長	城戸 茂 きど しげる	愛媛大学大学院教育学研究科教授
副会長	浅川 文雄 あきがわ ふみお	今治市連合自治会 会長
委員	村上 保廣 むらかみ やすひろ	〃 副会長
委員	重見 公明 しげみ きみあき	〃 会計
委員	長尾 正人 ながお まさひと	今治市 PTA 連合会 会長
委員	中川 豊和 なかがわ とよかず	愛媛県高等学校 PTA 連合会 会長
委員	木村 晴彦 きむら はるひこ	今治市小中学校校長会会長
委員	菅 征永 かん ゆきなが	〃 副会長
委員	丹後 佳代 たんご かよ	教員経験者
委員	田窪 孝和 たくぼ こうわ	今治商工会議所流通経済委員会副委員長
委員	大成 経凡 おおなる つねひろ	今治明德短期大学 講師
外部アドバイザー	小宮山 利恵子 こみやま りえこ	スタディサプリ教育 AI 研究所所長
外部アドバイザー	増田 茂樹 ますだ しげき	株式会社オオミシマワークス代表取締役
外部アドバイザー	久保田 茜 くぼた あかね	審議会委員経験者

今治市執行機関の附属機関設置条例

(附属機関の属する執行機関)	教育委員会
(附属機関)	今治市通学区域調整審議会
(担任する事項)	市立小学校及び中学校の通学区域の調整に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項
(構成の数の定限)	20人
(任期)	2年

今治市通学区域調整審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)第6条の規定に基づき、今治市通学区域調整審議会(以下「審議会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者
- 2 公共的団体の役職員のうちから選任された委員が、役職員でなくなったときは、任期中であってもその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める

審議会開催経緯（検討スケジュール）

第1回 令和6年6月25日(火) 15:00～16:30	1 審議会の運営方法について 正・副会長の選任 会議を非公開とする場合の決定方法 会議録の記録方法等 2 市内小中学校の現況等について 適正規模について【メリット・デメリット】 通学について（スクールバスの現況） 3 適正配置の実現に向けて 規模の適正化・適正配置への進め方
第2回 令和6年10月4日(金) 10:00～12:10	1 学校適正規模・適正配置等に係る検討の方向性について 前回（第1回）に求められた資料説明 前回統合の検証（聞き取り）結果について 各地域での説明会の結果について 配慮すべき事項について 2 意見交換 今治市における適正配置基準及び取組方法について
第3回 令和6年12月26日(木) 10:00～12:00	1 各地域での説明会の結果について 2 小中学生、就学前乳幼児の保護者等及び教職員へのアンケート結果について 3 意見交換 望ましい学校規模と学校配置について 4 その他 前回（第2回）に求められた資料説明
第4回 令和7年2月27日(木) 10:00～12:00	1 答申（素案）について 今治市立小中学校適正規模・適正配置 基準案 2 その他
第5回 令和7年4月24日(木) 10:00～12:00	1 答申（案）について 答申（案）について 2 今後のスケジュール等について
第6回 令和7年6月5日(木) 10:00～11:00	1 答申の決定について

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※中学校については、第七十九条において準用

○義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

検討資料 1) 国が示す学校の適正規模と適正配置

学校の集団規模の確保は、質の高い教育の維持継続や、教職員の指導体制の充実、円滑な学校運営にあたり重要です。

学校教育法施行規則では、規模の標準は小学校、中学校とも12学級以上18学級以下です。ただし、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と弾力的なものになっています。平成27年度に国が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」においても、「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められています。

また、通学距離について、小学校が概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6km以内という基準があり、また、通学時間としては、小・中学校ともに概ね1時間以内を目安としています。

適正規模	下限	上限
小学校	12学級	18学級
中学校	12学級	18学級

適正配置	通学距離	通学時間
小学校	概ね4キロメートル以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6キロメートル以内	

学級編制の基準

1 学年あたりの児童生徒数について（学級編制の基準）

1 学年あたりの児童生徒数については、各都道府県教育委員会が「基準」を設けています。愛媛県では令和7年度から「学級編制の標準」と同様の「学級編制基準」を設けています。

	小学校						中学校		
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
国（基準）	35	35	35	35	35	35	40	40	40
愛媛県	35	35	35	35	35	35	40	40	40

※令和7年度現在

学年ごとの児童生徒数により学級が編成されるため、児童生徒数の増減により、学級数も増減します。また、学級数で教職員の人数も算定されるため、学級数の増減により教職員数も増減します。

検討資料2) 文部科学省の考え方【抜粋】

少子化時代に適応した、学校統合の適否を検討する際の留意点等をまとめた、文部科学省作成の手引「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」の一部抜粋を掲載する。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

検討資料3) 小規模校のメリット・デメリット

(1) 教育(学習)上の視点(こどもたちについて)

	メリット	デメリット
学習	●児童生徒の一人一人に目が届きやすく、児童生徒の個性や能力に応じたきめ細やかな指導が受けられる。	●少人数の為、学習面においても評価が固定化されやすく1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ●運動会や学芸発表会などの学校行事においては、少人数のため種目や演目に限界があり、行事としてのダイナミックさに欠ける。 ●少人数のため、友人の様々な考え方に触れ、自他を比較し、自分の考えを見つめなおし、考えを深めたり高めたりする、個と集団の学びあいが十分に行なわれない。 ●1学年1学級の場合などは、卒業するまで同一学級で過ごすため、子どもの役割が固定しがちで、学習活動など、学校生活に活気が生まれにくい場合がある。
人間関係	●児童生徒・教員・保護者を含めて互いの結びつきが深くなり家庭的な人間関係を形成しやすい。 ●他学年との交流がしやすいため、互いを思いやる気持ちの育ちが育つ。	●児童生徒の交流が限られたものになるため、交友関係が固定され、適度な刺激や切磋琢磨が少ない。 ●小規模化が進むと、効果的なクラス替ができない為、生活面において人間関係が固定化し、友人が増えないなど自己形成に必要な集団生活が十分にできない。 ●友人関係にトラブルがおきると後々まで影響が残る。 ●少人数の教員とのかかわりに限られるため、多様な価値観が育ちにくい。
施設・教材	●少人数のため、教材・教具の一人あたりの割り当てが多い。 ●体育館、特別教室等を必要に応じて十分利用することができる。 ●施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	●デメリットについて、特に意見はなかった。
部活動	●クラブ活動、部活動等において、児童・生徒一人一人の個別の活動機会や活躍の場が得られやすい。	●少人数のため、子ども達の興味、関心に対応できる多様なクラブ活動、部活動が成立しない。

(2) 学校運営上の視点(教員にとって)

	メリット	デメリット
学習指導	●個々の児童・生徒の個性や特性に対応したきめ細かい指導をすることができる。 ●教材・教具を十分活用した学習方法を工夫することができる。	●教員数が少ないため、教員同士が指導の面で相談を行なうことや教科研究を十分に行なうことができない。中学校では、教科担任を専属で配置できない教科が発生するなど教育活動での課題が生じる。 ●複数の教員の目で多様に子どもをとらえることができないため、特性等の把握が一面的になりやすく、児童生徒の新しい可能性や能力の発揮を阻害する場合がある。 ●児童生徒の様々な現われを多面的に分析した生徒指導ができにくく、画一的な指導になってしまう。
人間関係	●意思疎通がしやすく、全校一体となった指導がしやすい。 ●学校全体の業務を考えての指導協力体制がとりやすい。	●校務分掌(事務処理)の内容や量は、学校の規模による差異が少ないため、少数教員の一人当たりの負担が増える。 ●組織的な体制が組みにくく、指導方法に制約が生じやすい。 ●教科担任制においては、担当教員が多学年の授業を受け持つことになり、教材研究等が困難になりがちである。
危機管理	●災害発生時に、混雑が生じにくく、子どもの把握がしやすい。	●小学校などでは、教員数が少ないため、登下校時の安全指導等に支障が生じる場合がある。

※前回(H21年度)「今治市通学区調整審議会での答申参考資料」を基に今治市教育委員会事務局にて作成

検討資料４）過小規模（複式学級）のメリット・デメリット

複式学級とは

小学校の場合、二つ以上の学年を合わせても１６人以下（１年生を含む場合は、８人以下）となる場合に編制した学級をいう。

通常は、異なる学年の児童が一つの教室で一人の先生から同時に授業を受けるため、一方の学年が指導を受けている間、もう一方の学年は自習課題等をするようになる。

今治市では、市費で学習アシスタントを配置し、一つの学年に対して一人の教員が授業を行うようにしているが、担任が二つの学年全ての授業を行うことができないので、「児童の学習理解度が分かりづらい」「授業中の様子を把握できない」といった不都合も出ている状況である。

	メリット	デメリット
学習	●児童の一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。 （人数が少なく、マンツーマン指導が可能） ●施設、用具を十分に使うことができる。 ●上級生の勉強を知ることができる。 ●上級生は下級生へアドバイス等を行うことで自己有用感を感じる機会が多い。	●一人一人の児童に大人の目が行き届きすぎることにより、子どもが甘えやすくなったり、疲れてしまったりする。 ●多様な意見が出にくい。 ●出来ない授業が生じる（体育種目、グループディスカッション）。
行事	●学校行事では、一人一人の個別の活動機会が多い。	●運動会や文化祭などの集団的な学校行事で、種目等の制約が生じる。
人間関係	●相互の人間関係が深まりやすい。 ●異学年間の縦の交流が生まれやすい。	●人間関係や相互の評価等が固定化される。 ●切磋琢磨する機会が少ない。 ●高学年の複式学級では、下の学年が少し窮屈に感じる一方で、年上の学年への甘えも生じやすい。
保護者	●保護者間の連携が図られやすい。	●PTA活動における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

※市内小学校教職員からの聞き取りを基に今治市教育委員会事務局が作成

検討資料5) 保護者等へのアンケート結果 概要

回答結果

調査対象	対象者数	回答人数	回答率
市立小中学生の保護者	9,710	6,025	62.0%
就学前乳幼児の保護者、妊娠中のご家庭	5,678	2,772	48.8%
県費教職員	813	765	94.1%

※就学前乳幼児の保護者、妊娠中のご家庭：以下、「未就学児等保護者」

※調査期間：令和6年11月7日～令和6年11月25日

※公表資料：アンケート結果報告書（全体）

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kyouikut/tekisei/chousa/>

最適な教育環境の提供にあたり、考慮すべきこと（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	安全安心な学校生活 82%	安全安心な学校生活 87%	安全安心な学校生活 70%
2	学力の保障 39%	適切な範囲での通学距離（時間） 35%	望ましい児童生徒数・学級数 56%

- ・全回答区分で「安全安心な学校生活」が最も多い。
- ・2番目に多い考慮すべき事項は、各回答区分で異なる。

地域住民として学校に求める機能（教職員への問い）地域住民から学校に求められる機能（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	児童生徒が健全に成長できる環境 93%	児童生徒が健全に成長できる環境 94%	児童生徒が健全に成長できる環境 96%
2	地域の防災拠点として安全安心な施設 37%	地域の防災拠点として安全安心な施設 39%	地域の防災拠点として安全安心な施設 36%

- ・全回答区分で「児童生徒が健全に成長できる施設」が最も多い。
- ・全回答区分で「地域の防災拠点として安全安心な施設であること」が2番目に多い。

小学校の1学年あたりの望ましい学級数（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	学級数を問わない 37%	学級数を問わない 43%	3学級以上 35%
2	3学級以上 33%	2学級 30%	2学級 32%

小学校の1学年あたりの望ましい学級数の回答理由（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	クラス替えがあり、たくさんの友達ができる 50%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 50%	クラス替えがあり、たくさんの友達ができる 55%
2	様々な個性を持つ友達と触れ合える 48%	クラス替えがあり、たくさんの友達ができる 46%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 54%



小中学生の保護者（地域別）の回答（上位2つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	3学級以上 40%	2学級 39%	学級数を問わない 47%
2	学級数を問わない 36%	学級数を問わない 38%	2学級 32%

小中学生の保護者（地域別）の回答理由（上位2つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	クラス替えがあり、たくさんの友達ができる 53%	児童一人一人に目が届き、きめ細かな指導が行われる 48%	児童一人一人に目が届き、きめ細かな指導が行われる 49%
2	様々な個性を持つ友達と触れ合える 49%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 45%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 39%

小学校の1学級あたりの望ましい児童数（上位2つ）

回答区分	小中保護者	教職員
1	20人程度 61%	20人程度 82%
2	30人程度 36%	30人程度 14%

※小中学生の保護者（地域別）では差異がない

- ・小学校の1学年あたりの望ましい学級数については、小中保護者及び未就学児等保護者は「学級数を問わない」が最も多い。また、教職員は「3学級以上」が最も多い。
- ・小学校の1学級あたりの望ましい児童数は、全回答区分で「20人程度」が最も多い。

中学校の1学年あたりの望ましい学級数（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	3学級以上 51%	3学級以上 44%	3学級以上 56%
2	学級数は問わない 33%	学級数は問わない 40%	学級数は問わない 28%

中学校の1学年あたりの望ましい学級数の回答理由（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	クラス替えあり、たくさんの友達ができる 53%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 52%	クラス替えがあり、たくさんの友達ができる 59%
2	様々な個性を持つ友達と触れ合える 52%	クラス替えがあり、たくさんの友達ができる 49%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 55%



小中学生の保護者（地域別）の回答（上位2つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	3学級以上 59%	3学級以上 33%	学級数を問わない 39%
2	学級数を問わない 33%	2学級 32%	2学級 38%

小中学生の保護者（地域別）の回答理由（上位2つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	クラス替えあり、たくさんの友達ができる 55%	クラス替えあり、たくさんの友達ができる 52%	生徒一人一人に目が届き、きめ細かな指導が行われる 42%
2	様々な個性を持つ友達と触れ合える 53%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 48%	様々な個性を持つ友達と触れ合える 41%

中学校の1学級あたりの望ましい生徒数（上位2つ）

回答区分	小中保護者	教職員
1	30人程度 62%	30人程度 49%
2	20人程度 33%	20人程度 49%



小中学生の保護者（地域別）（上位2つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	30人程度 67%	30人程度 54%	20人程度 59%
2	20人程度 29%	20人程度 42%	30人程度 35%

- ・中学校の1学年あたりの望ましい学級数は、全回答区分で「3学級以上」が最も多い。
- ・中学校の1学級あたりの望ましい生徒数は、全回答区分で「30人程度」が最も多い。

小学生の通学時間として許容できる範囲（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	15分～30分未満 67%	15分～30分未満 60%	15分～30分未満 72%
2	15分未満 23%	15分未満 29%	30分～45分未満 17%

※小中学生の保護者（地域別）での差異はなかった

中学生の通学時間として許容できる範囲（上位2つ）

回答区分	小中保護者	未就学児等保護者	教職員
1	15分～30分未満 68%	15分～30分未満 65%	15分～30分未満 56%
2	30分～45分未満 19%	30分～45分未満 24%	30分～45分未満 34%

※小中学生の保護者（地域別）での差異はなかった

- ・小学生の通学時間は 全回答区分で「15分～30分未満」が最も多い。
- ・中学生の通学時間は、全回答区分で「15分～30分未満」が最も多い。また、「30～45分未満」への許容度が小学生に比べて高い。

通学時間の実態（時間）（上位3つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	15分～30分未満 44%	15分未満 39%	15分～30分未満 41%
2	15分未満 42%	15分～30分未満 38%	15分未満 41%
3	30分～45分未満 12%	30分～45分未満 19%	30分～45分未満 15%

通学時間の実態（距離への所感）（上位3つ）

回答区分	旧今治市	旧町村陸地部	旧町村島しょ部
1	適当である 40%	適当である 39%	適当である 46%
2	近い 22%	やや遠い 23%	やや遠い 22%
3	やや遠い 21%	近い 21%	近い 16%

検討資料6) これまでにいただいたご意見

(1) 前回統合の検証

- (小学校) 統合により2クラス確保できることで、競争心も芽生え学習面での良い影響がある。
- 交友関係の広がりは、子どもの視野が広がる効果はある。
- (中学校) 統合前から交流することで、統合による人間関係のストレスを軽減する必要がある。
- (学校行事) 人数が増える事で、行事の活力は増す。
- 小さな学校の存在がネガティブなこと、消極的なこととして捉えるのではなく、ポジティブな観点で捉えて欲しい。
- 地域独自の魅力を活かし、地域ならではの野外活動などの充実を図るべき。
- 子どもたちが行きたい学校となってほしいので、学校ならではの特色をつけてほしい。
- 学校が地域からなくなること、地域住民の不満や寂しさに配慮してほしい。
- 統合するなら、出来るだけ早く決断して、準備をしっかりと進めるべき。

(2) 地域説明会

- 子どもは刺激し合って成長すると思う。少人数では競争相手がいない。
- 子どもは少なくなるが、地域に学校を残してほしい。
- 学校を超えた交流をすれば、少人数による活動が制限される課題解消になるのでは。
- 10年先、20年先の子ども数を考えるべき。短期間での統合は子どもも地域も負担が大きい。
- 児童数の適正化を図るのであれば、小規模校を選択できる制度も適正化の一つだと思う。
- 前回統合時に環境変化から不登校になる子もいた。アフターケアとして学校選択できることも一つ。

(3) 通学区域調整審議会(第1回から第5回)

【事業の進め方】

- 市長や教育長などのリーダーシップによる主導型の取組は効果的
- PTA・保護者の意見は非常に重いもので、しっかりと踏まえながら議論を進めてほしい。
- (地元との協議は地元に議論を任せるのではなく) 教育委員会が主導してPTAを巻き込んでほしい。
- 街づくりの一環としての適正配置について検討すべき。

【統合の進め方】

- 関前地域の学校について、広島県との連携を考えてほしい。
- 統合を進める前の段階として、学校間の交流は大事にしてほしい。
- 同じ今治市でも島しょ部や陸地部など、地域の実態に応じた対応も検討することが必要。
- 地域の自主的な組織の再編と連動して検討すべき。
- 小学校と地域コミュニティが連携し続ける体制づくりが必要。
- 防災拠点としての学校施設という観点で適正配置の検討をしてほしい。
- 複式学級が発生している学校では、統合を視野に入れる必要がある。
- 長期的な視点で統合頻度を広げて、ゆとりをもって計画してほしい。

- 中学校がない地域での小学校存続という形で進めていけば、それぞれの地域に学校は1つは残る。
- 校区制緩和を検討してほしい。
- 地域に案を提示する際には、丁寧な説明が必要。特に菊間が心配。
- 今後、さらに人数が減少した人数が減少した際の再審議する基準を決めておく必要がある。
- 防災の拠点としても、注意して検討する旨を一言基準に加えてほしい。
- 今治市では移住施策や多文化共生社会推進室が開設されるなど、今後想定できない人の流入があるかもしれない。人口減少だけでなく、人口増加に対する対応も文言に含めることが必要。
- 地元代表協議会のメンバーについて、充て職では時期により人が代わってしまう弊害がある。肩書に関係なく判断できる人を選べるよう柔軟に対応してほしい。
- 学校統合などの難しい協議では保護者が遠慮してしまう可能性がある。保護者を置き去りにきめることがないよう、人選してほしい。

【学校のあり方】

- 特色を持った学校は、地域・移住者など色々なところから求められている。
- 規制緩和で、1つでも特例を作って、全国から子どもを集められないか。
- 学校が自由に選択できると、自分の学校をブラッシュアップしていこうという方向になる。
- 教員の業務負担軽減も適正配置と合わせて検討すべき。
- 子どもたちがやりたい部活動・クラブ活動が出来る環境を整備してほしい。
- 少し余裕を持った教員配置も必要。
- デュアルスクールは子どもにはいいが、教員負担の大きさを危惧する。
- 1学級35人以下とあるが、アンケートでは小学校は20人学級を望まれている。どこまで対応するのか。
- ICTなど新しいテクノロジーを活用して、不登校や勉強についていけない子に寄り添う、丁寧な取組をしてほしい。
- 廃校の利活用についての議論は、本審議会での検討事項とは趣旨が異なり、街づくりの観点で検討すべき。
- 教員の配置に関する内容も基準に追加してほしい。
- 現行の校区割について、今後検討してほしい。
- 認知度は低い各学校に適した国の補助制度など、教育委員会が情報を整理し、効果的に予算を活用してほしい。

【地域のあり方】

- 学校統合に合わせて、公民館の統合を検討する必要がある。
- 前回の小中学校統合は、市都合で行ったので、公民館の統合も市が主導して考慮してほしい。
- 人口を増やす努力をしてほしい。

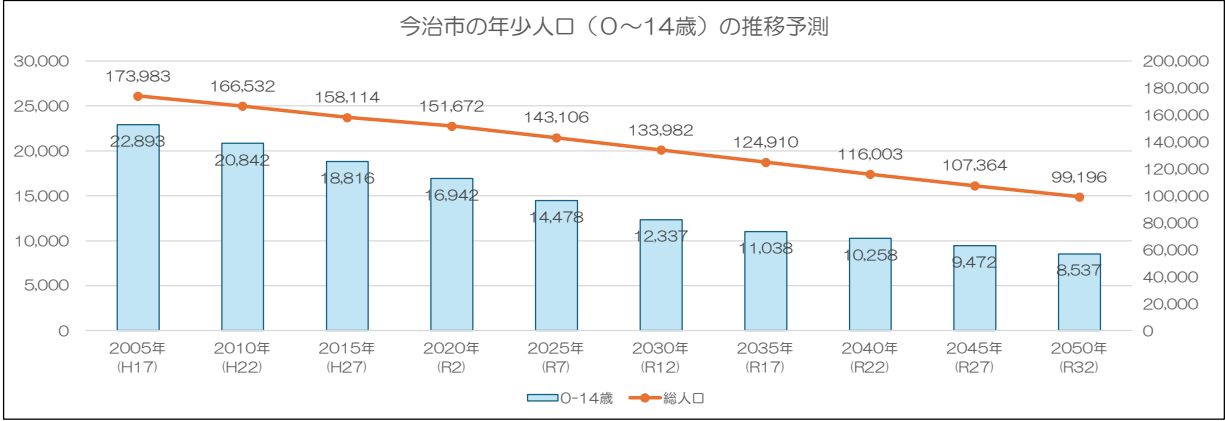
【情報発信】

- 適正配置の進捗に関する情報を発信しながら進めてほしい。
- 地域への説明も丁寧にしながら進めるべき。
- 統合するのであれば、早めに情報発信すれば地域も絶対反対ということにはならない。
- 統合時期を示すことで、PTAなどは動きやすくなるので早めの告知をしてほしい。

検討資料 7) 人口及び年少人口等の推移

表 1-1 国勢調査及び将来推計人口 (R5年推計)

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	→推計 2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
総人口	173,983	166,532	158,114	151,672	143,106	133,982	124,910	116,003	107,364	99,196
男	80,745	77,893	74,336	71,799	68,161	64,231	60,322	56,542	52,904	49,444
女	93,238	88,639	83,778	79,873	74,945	69,751	64,588	59,461	54,460	49,752
年少人口	22,893	20,842	18,816	16,942	14,478	12,337	11,038	10,258	9,472	8,537
男		10,672	9,657	8,654	7,390	6,270	5,651	5,252	4,850	4,371
女		10,170	9,159	8,288	7,088	6,067	5,387	5,006	4,622	4,166
総人口減少率		-4%	-5%	-4%	-6%	-6%	-7%	-7%	-7%	-8%
年少人口減少率		-9%	-10%	-10%	-15%	-15%	-11%	-7%	-8%	-10%

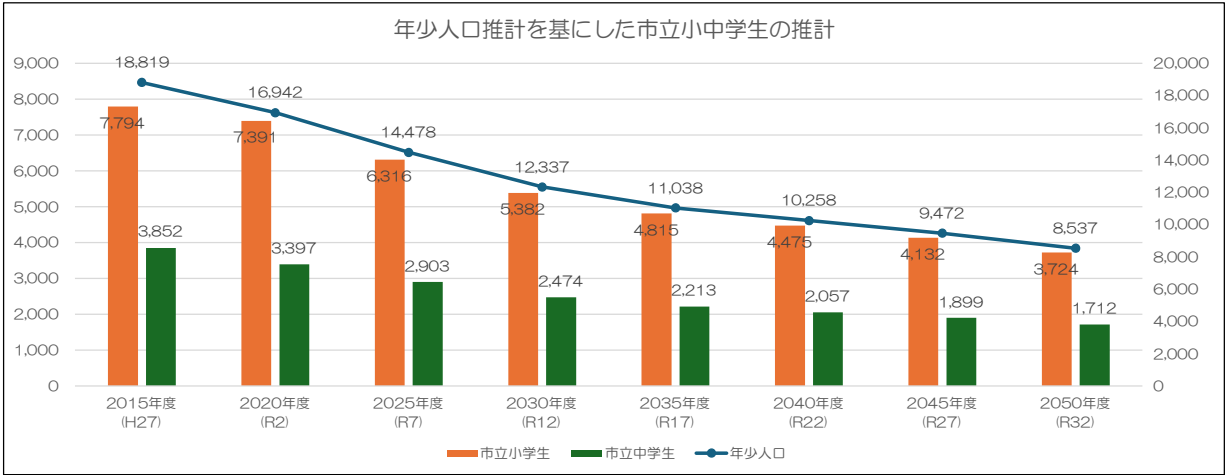


※国勢調査 (2005年、2010年、2015年、2020年)

※国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口 (令和5年推計)

表 1-2 年少人口の将来推計を基にした市立小中学生の推計

	2015年度 (H27)	2020年度 (R2)	2025年度 (R7)	2030年度 (R12)	2035年度 (R17)	2040年度 (R22)	2045年度 (R27)	2050年度 (R32)
年少人口	18,819	16,942	14,478	12,337	11,038	10,258	9,472	8,537
市立小学生	7,794	7,391	6,316	5,382	4,815	4,475	4,132	3,724
市立中学生	3,852	3,397	2,903	2,474	2,213	2,057	1,899	1,712
	62%	64%	64%	64%	64%	64%	64%	64%



※表 1-1 における年少人口の推移を基に、令和2年度現在の市立小中学生 (令和6年5月1日現在) を起点として算出。

検討資料8) 小学校・中学校の現況

各小学校の児童数・学級数

(令和6年5月1日現在)

(単位：人数・普通学級数)

		第 1 学年				第 2 学年				第 3 学年				第 4 学年				第 5 学年				第 6 学年				計			
		男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計
1	吹揚小	20	25	2	45	32	23	2	55	31	30	2	61	30	21	2	51	41	25	2	66	27	32	2	59	181	156	12	337
2	別宮小	18	10	1	28	19	21	2	40	13	25	2	38	25	14	2	39	19	14	1	33	30	20	2	50	124	104	10	228
3	常盤小	23	31	2	54	39	31	2	70	34	45	3	79	40	37	3	77	27	53	3	80	48	39	3	87	211	236	16	447
4	近見小	26	23	2	49	19	28	2	47	26	21	2	47	14	22	1	36	26	22	2	48	23	28	2	51	134	144	11	278
5	立花小	28	41	2	69	38	34	2	72	36	36	2	72	39	20	2	59	31	38	2	69	48	38	2	86	220	207	12	427
6	桜井小	31	11	2	42	16	29	2	45	21	23	2	44	26	26	2	52	23	34	2	57	35	20	2	55	152	143	12	295
7	鳥生小	45	34	3	79	47	40	3	87	45	37	3	82	30	36	2	66	41	36	3	77	34	36	2	70	242	219	16	461
8	富田小	48	44	3	92	42	42	3	84	41	44	3	85	42	47	3	89	50	39	3	89	46	54	3	100	269	270	18	539
9	清水小	22	33	2	55	18	24	2	42	34	18	2	52	38	36	2	74	18	31	2	49	37	27	2	64	167	169	12	336
10	日高小	48	39	3	87	40	40	3	80	32	50	3	82	40	47	3	87	38	48	3	86	47	54	3	101	245	278	18	523
11	乃万小	46	51	3	97	68	51	4	119	54	60	4	114	57	58	4	115	59	60	4	119	58	47	3	105	342	327	22	669
12	波止浜小	20	24	2	44	9	22	1	31	22	26	2	48	22	17	1	39	23	27	2	50	37	22	2	59	133	138	10	271
13	国分小	11	14	1	25	19	11	1	30	11	21	1	32	16	15	1	31	16	15	1	31	17	20	1	37	90	96	6	186
14	朝倉小	5	11	1	16	7	15	1	22	13	14	1	27	14	11	1	25	14	11	1	25	18	12	1	30	71	74	6	145
15	鴨部小	2	3	1	5	4	9	1	13	5	4	1	9	11	7	1	18	10	3	1	13	10	3	1	13	42	29	6	71
16	九和小	8	5	1	13	7	4	1	11	6	8	1	14	4	7	1	11	7	10	1	17	4	4	1	8	36	38	6	74
17	波方小	9	19	1	28	28	20	2	48	14	10	1	24	12	23	1	35	18	28	2	46	25	17	1	42	106	117	8	223
18	大西小	34	30	2	64	20	28	2	48	30	35	2	65	33	29														

各中学校の生徒数・学級数

(令和6年5月1日現在)

(単位：人数・普通学級数)

	第1学年				第2学年				第3学年				計			
	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計	男	女	学級数	計
1 日吉中	83	70	4	153	73	68	4	141	69	66	4	135	225	204	12	429
2 近見中	28	31	2	59	29	21	2	50	32	31	2	63	89	83	6	172
3 立花中	79	61	4	140	78	66	4	144	73	74	4	147	230	201	12	431
4 桜井中	57	29	2	86	44	32	2	76	30	35	2	65	131	96	6	227
5 南 中	85	68	4	153	62	77	4	139	83	76	4	159	230	221	12	451
6 西 中	100	97	5	197	98	112	6	210	109	96	5	205	307	305	16	612
7 北郷中	52	41	3	93	41	47	3	88	60	46	3	106	153	134	9	287
8 朝倉中	11	12	1	23	7	28	1	35	9	18	1	27	27	58	3	85
9 玉川中	18	14	1	32	17	21	1	38	21	11	1	32	56	46	3	102
10 大西中	23	36	2	59	25	17	1	42	44	43	3	87	92	96	6	188
11 菊間中	7	8	1	15	13	10	1	23	24	12	1	36	44	30	3	74
12 大島中	15	7	1	22	14	10	1	24	23	12	1	35	52	29	3	81
13 伯方中	21	15	1	36	10	17	1	27	13	10	1	23	44	42	3	86
14 大三島中	16	7	1	23	9	15	1	24	9	11	1	20	34	33	3	67
15 関前中	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
計	596	496	33	1,092	520	541	32	1,061	599	541	33	1,140	1,715	1,578	98	3,293

検討資料9) 今治市立小中学校適正規模・適正配置シミュレーション

表2-1 令和11年度の各小学校の児童数予測

(単位: 人数)

学校名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
1 吹揚小	2	50	2	41	2	52	2	43	2	66	2	45	12	297
2 別宮小	1	23	1	24	2	38	2	39	2	36	1	28	9	188
3 常盤小	3	72	3	75	2	67	2	66	2	59	2	54	14	393
4 近見小	2	37	2	36	1	31	2	38	2	39	2	49	11	230
5 立花小	2	45	2	66	2	54	2	62	2	65	2	69	12	361
6 鳥生小	3	74	2	66	3	81	3	82	2	68	3	79	16	450
7 桜井小	1	31	2	44	2	37	2	43	2	48	2	42	11	245
8 国分小	1	23	2	40	1	23	1	27	1	28	1	25	7	166
9 富田小	2	64	2	65	2	66	3	74	2	68	3	92	14	429
10 清水小	2	36	2	39	2	43	2	38	2	58	2	55	12	269
11 日高小	2	69	3	87	3	81	2	63	3	95	3	87	16	482
12 乃万小	2	66	2	67	3	76	3	85	3	93	3	97	16	484
13 波止浜小	1	21	1	22	1	28	1	24	1	33	2	44	7	172
14 朝倉小	1	13	1	10	1	16	1	10	1	17	1	16	6	82
15 鴨部小	1	7	0.5	8	0.5	6	1	13	1	12	1	5	5	51
16 九和小	1	4	1	10	1	10	0.5	10	0.5	6	1	13	5	53
17 波方小	1	27	1	27	1	31	1	34	1	34	1	28	6	181
18 大西小	1	32	2	38	2	36	2	53	2	53	2	64	11	276
19 亀岡小	1	5	0.5	5	0.5	6	0.5	8	0.5	8	1	7	4	39
20 菊間小	1	12	0.5	4	0.5	12	1	7	1	11	1	14	5	60
21 吉海小	1	2	0.5	7	0.5	6	1	11	1	13	1	7	5	46
22 宮窪小	0.5	3	0.5	4	0.5	9	0.5	7	1	6	1	12	4	41
23 伯方小	1	22	1	22	1	23	1	25	1	23	1	28	6	143
24 上浦小	1	4	0.5	6	0.5	3	0.5	6	0.5	8	1	9	4	36
25 大三島小	1	7	0.5	2	0.5	12	0.5	6	0.5	7	1	9	4	43
26 岡村小	0	0	0.5	2	0	0	0	0	0.5	1	0	0	1	3
計	35.5	749	36.0	817	35.5	847	37.5	874	37.5	955	41.0	978	223.0	5,220

※令和6年5月1日現在の住民登録データにより作成。

※黄色で色付けしているのは、複式学級が生じる見込みの小学校のうち、統合検討対象校を示したもの

※オレンジ色で色付けしているのは、複式学級が生じる見込みの小学校のうち、岡村小学校を示したものの

表2-2 令和11年度の検討対象校の統合による児童数予測

(単位: 人数)

地域名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
15・16 玉川地区	1	11	1	18	1	16	1	23	1	18	1	18	6	104
19・20 菊間地区	1	17	1	9	1	18	1	15	1	19	1	21	6	99
21・22 大島	1	5	1	11	1	15	1	18	1	19	1	19	6	87
24・25 大三島	1	11	1	8	1	15	1	12	1	15	1	18	6	79

※玉川地区は、鴨部小学校と九和小学校の合計

※菊間地区は、亀岡小学校と菊間小学校の合計

※大島は、吉海小学校と宮窪小学校の合計

※大三島は、上浦小学校と大三島小学校の合計

令和11年度の各中学校の生徒数予測

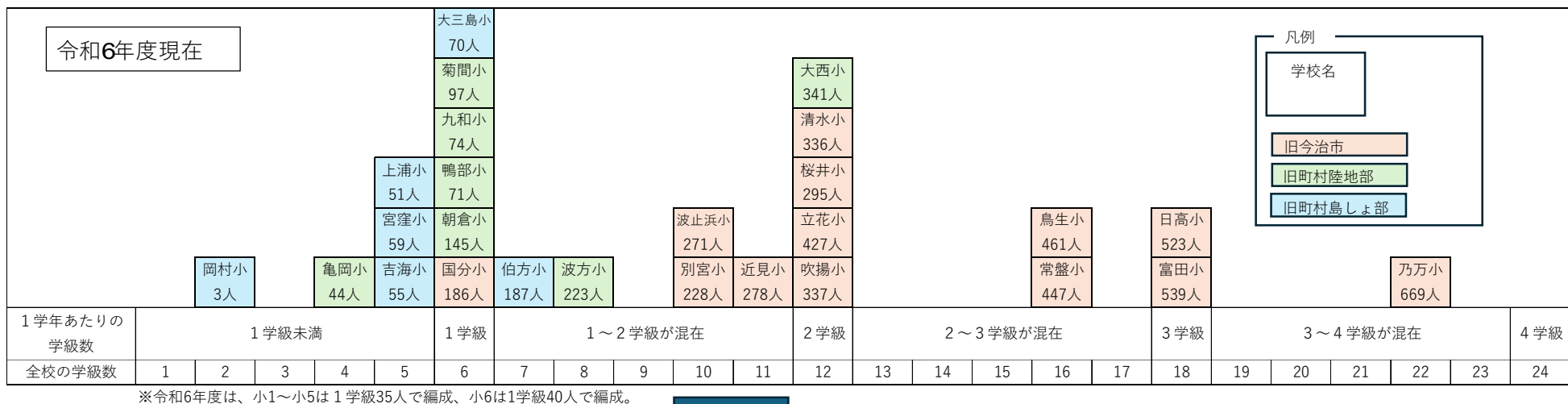
(単位:人数)

		第1学年		第2学年		第3学年		合計	
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
1	日吉中	5	146	5	161	5	144	15	451
2	近見中	2	70	3	73	2	55	7	198
3	立花中	5	159	5	155	4	127	14	441
4	桜井中	3	81	3	83	3	86	9	250
5	南中	4	126	4	133	5	165	13	424
6	西中	6	202	6	205	6	207	18	614
7	北郷中	3	83	3	75	3	75	9	233
8	朝倉中	1	20	1	27	1	24	3	71
9	玉川中	1	24	1	23	1	29	3	76
10	大西中	2	48	2	64	2	65	6	177
11	菊間中	1	27	1	17	1	22	3	66
12	大島中	1	20	1	16	1	13	3	49
13	伯方中	2	38	1	31	1	34	4	103
14	大三島中	1	16	1	22	1	18	3	56
15	関前中	0	0	0.5	1	0.5	1	1	2
	計	37	1060	37.5	1,086	36.5	1,065	111.0	3,211

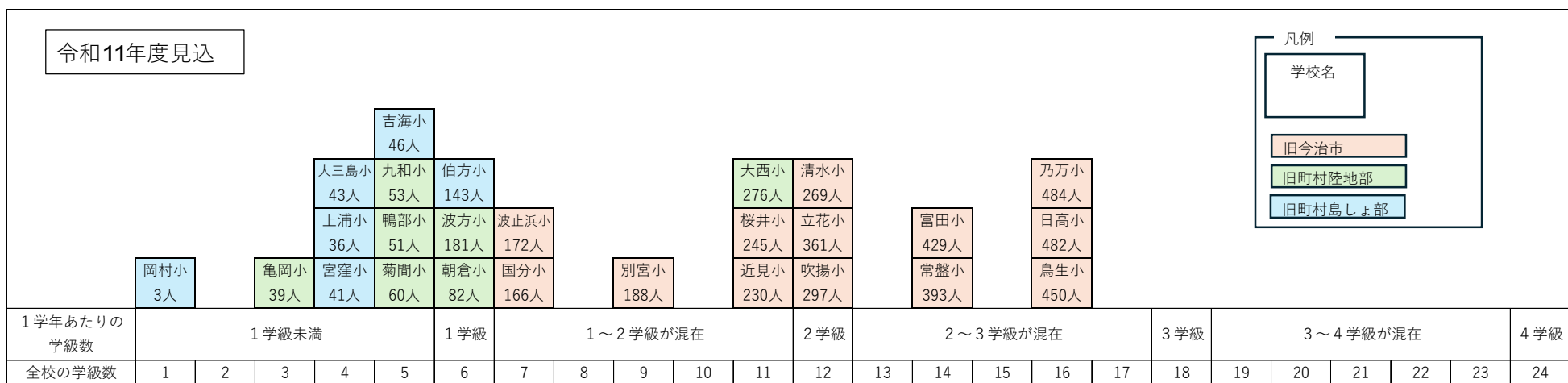
令和6年5月1日現在の小学校1年生から3年生を、登録住所(住基)をもとに振り分けたもの

中学校については、1学級35人以下で試算。

学校別学級数・児童数の推移（小学校）

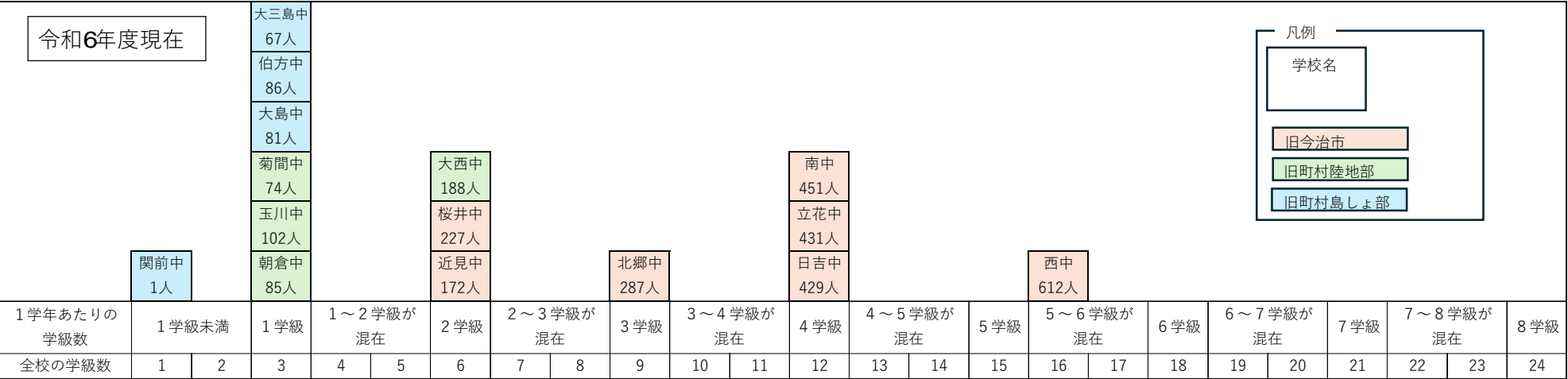


※令和6年度は、小1～小5は1学級35人で編成、小6は1学級40人で編成。

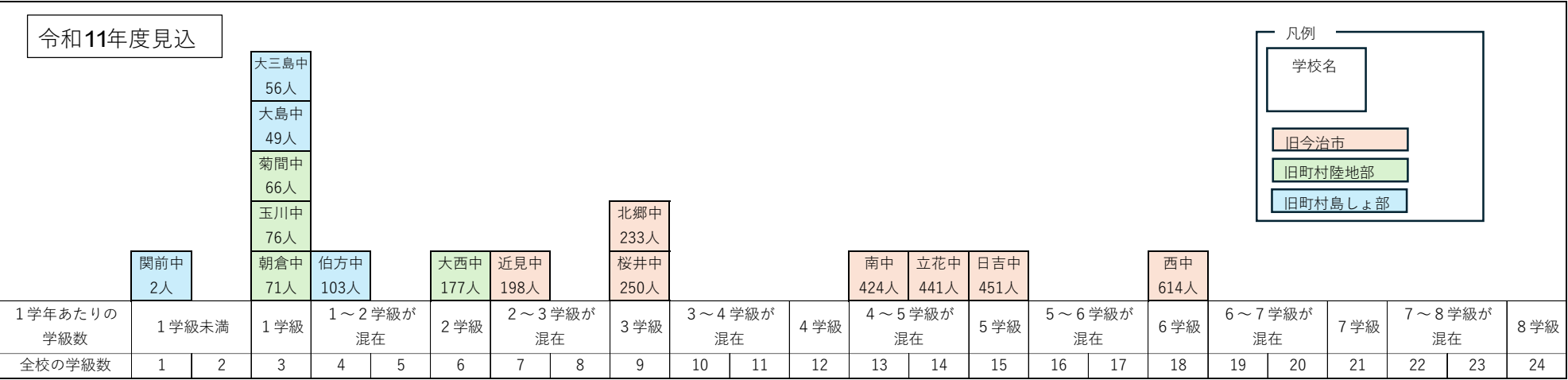


※令和11年度見込みは、1学級35人で編成。

学校別学級数・生徒数の推移（中学校）



※令和6年度は、1学級40人で編成。



※令和11年度見込みは、1学級35人で編成。

資料 10

寄 附 採 納

採納年月日	寄附金額	寄附者	備 考
7. 5. 1	円 500,000	千葉県柏市光ヶ丘2丁目1番1号 公益財団法人モラロジー道德教育財団 理事長 廣 池 幹 堂	令和7年今治市林野 火災支援金
7. 5. 1	100,000	今治市野間甲347番地7 今治モラロジー事務所 代表世話人 松 本 義 秀	令和7年今治市林野 火災支援金
7. 5. 1	100,000	今治市朝倉北乙52番地13 今治南モラロジー事務所 代表世話人 別 宮 省 三	令和7年今治市林野 火災支援金

採納年月日	寄附物件	評 価 額	寄 附 者	備 考
7. 4. 8	ギフト用 えんぴつ 950セット	円 731,500	今治市中浜町四丁目116番地 森酒店 森 重嘉	市内小学校
7. 5. 2	再帰反射 ステッカー 2,000 枚	137,360	今治市高橋ふれあいの丘1番3号 株式会社今治. 夢スポーツ 代表取締役社長 矢野 将文	市立小中学校